【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2019年10月10日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 中川 順子

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ノムラ・オールインワン・ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 2兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・オールインワン・ファンド (以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

| 一般コース | 1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または | |
|-----------------|--------------------------|--|
| (分配金を受取るコース) | 1万円以上1円単位 | |
| 自動けいぞく投資コース | | |
| (分配金が再投資されるコース) | 1万円以上1円単位 | |

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7)【申込期間】

2019年10月11日から2020年10月13日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。 なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合が あります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村ア セットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野 村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれま す。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先

までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付 単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条 第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引 所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしく は同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合がありま す。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止す ること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には原則として取得および換金申込みができません。

申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、 社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業 務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

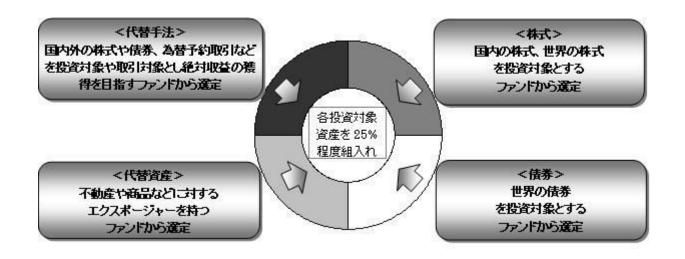
- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
 - [1]主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。
 - [2]国内の株式、世界の株式 ¹および世界の債券 ²を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資します。
 - 1 新興国の企業の発行する株式(新興国株式)を含みます。
 - 2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)および新 興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(新興国債券)を含みます。
 - [3]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、

定性評価、定量評価等を勘案して各投資対象資産 から選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの助言に基づき、各投資対象資 産 から選定したファンドに分散投資を行ないます。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



[4]世界の株式および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

[5]年2回の決算時(原則1月・7月の各20日)に基準価額水準等を勘案して分配します。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。 指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合がありま す。

指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式 で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更すること

ができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・オールインワン・ファンド)

《商品分類表》

| 単位型·追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株 式 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型 | 内外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《属性区分表》

| 10 300 11 fee 300 fee | | | 1月 5/27 TT / 40K | A |
|-----------------------|------|-------------|------------------|---------|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 以貝刈水貝庄 | | コステスコネハ・ログル | 1人天儿/25 | 「河口・ソノ」 |

| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
|--------------|---------|--|--------------|-----|
| 一般 | | (日本を含む) | | |
| 大型株 | 年2回 | (, | | |
| 中小型株 | | 日本 | | |
| 1.3.22 [// | 年4回 | — • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | | |
| 債券 | 774 | 北米 | ファミリーファンド | あり |
| 一般 | 年6回 | 10/1 | | () |
| | | [전문 사시 | | () |
| 公債 | (隔月) | 区欠州 | | |
| 社債 | # . o = | | | |
| その他債券 | 年12回 | アジア | | |
| クレジット属性 | (毎月) | | | |
| () | | オセアニア | | |
| | 日々 | | | |
| 不動産投信 | | 中南米 | | なし |
| | その他 | | ファンド・オブ・ファンズ | |
| その他資産(投資信託 | () | アフリカ | | |
| 証券(資産複合(株式、 | , | | | |
| 債券、不動産投信、デ | | 中近東 | | |
| リバティブ、為替予約取 | | (中東) | | |
| 引) 資産配分固定型)) | | (11**) | | |
| 11)县庄癿刀凹た尘// | | エマージング | | |
| 次立讫人 | | エマーシング | | |
| 資産複合 | | | | |
| | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は 以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分 1

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産による区分 1

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

「投資対象資産による属性区分]

株式

10/192

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分 1

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があ

11/192

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) るものをいう。

- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

「特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとと もに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨 の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

12/192

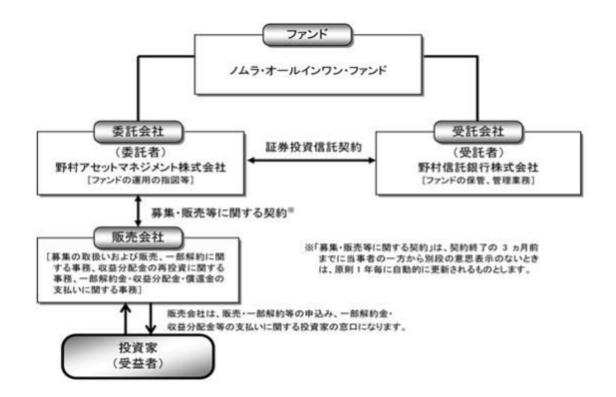
EDINET提出書類 なジメント株式会社(F12460)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)【ファンドの沿革】

2006年7月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

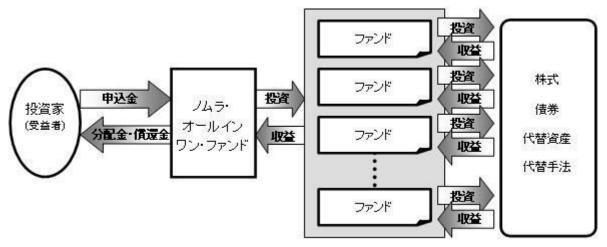
(3)【ファンドの仕組み】



ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内の株式および世界の株式、世界の

債券、代替資産および代替手法に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針 (参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

委託会社の概況(2019年8月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

5.150.693株

100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- [1]国内の株式、世界の株式 1および世界の債券2を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品 などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対 象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資し、インカムゲインの獲得と中長期的な 信託財産の成長を目的として運用を行ないます。
 - 1 新興国の企業の発行する株式(新興国株式)を含みます。
 - 2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)および新 興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(新興国債券)を含みます。
- [2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)が行な う投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案して選択した投資信託証券 に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して 選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、投資対象資産毎 の投資信託証券への配分 比率(以下、「基準配分比率」と呼びます。)は下記の通りとすることを基本とします。また、投資対象 資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別へ の分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率(以下、「参考配分比率」と呼びます。)を決定し、 それを意識した運用を行ないます。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。

国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財 産の純資産総額の概ね25%程度

世界の債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の 純資産総額の概ね25%程度

国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度以下

基準配分比率と参考配分比率

| 基準配分比率 | | |
|--------|---------|--|
| 投資対象資産 | 比率 | |
| 株式 | 25%程度 | |
| 債券 | 25%程度 | |
| 代替資産 | 25%程度 | |
| 代替手法 | 25%程度以下 | |

| 参考配分比率 | | |
|-----------|--------|--|
| 資産クラス・種別 | 比率 | |
| 国内大型株式 | 8.00% | |
| 国内小型株式 | 7.00% | |
| 先進国株式 | 6.00% | |
| 新興国株式 | 4.00% | |
| 米国債券 | 2.50% | |
| 欧州債券 | 7.50% | |
| 豪州債券 | 2.50% | |
| ハイ・イールド債券 | 6.25% | |
| 新興国債券 | 6.25% | |
| 不動産 | 15.00% | |
| 商品 | 10.00% | |
| マクロ戦略 | 20.00% | |
| 株式市場中立戦略 | 5.00% | |

- *1 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。
- *2 投資信託証券への配分比率や、投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する各資産クラス・種別への配分比率は、参考配分比率から乖離する場合があります。

注)

「代替資産」とは、株式、債券などの伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性をもつ不動産や商品などの資産のことで、REIT(不動産投資信託)などの証券化商品も含まれます。

「代替手法」とは、株式や債券の売り持ちや先物・オプションなどのデリバティブ(金融派生商品)等も活用し、市場の動向に左右されにくい投資成果を目指す斬新な投資戦略のことをいいます。一般的に、代替手法には、株式、債券などの伝統的資産を投資対象とするものに加え、商品などを投資対象とするものが含まれることがあります。

また「マクロ戦略」とは個別銘柄ではなく、各国の株式、債券、通貨といった資産全体に着目し、先物等も活用した買いと売りの組み合わせ等により絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいい、「株式市場中立戦略」とは個別銘柄の買いと売りの組み合わせにより市場全体の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいいます。

[4]世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替へッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

ただし、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す 投資信託証券のうち、外貨建てで円ベース以外での絶対収益の獲得を目指すものについては、為替 ヘッジを行なうことを基本とします。

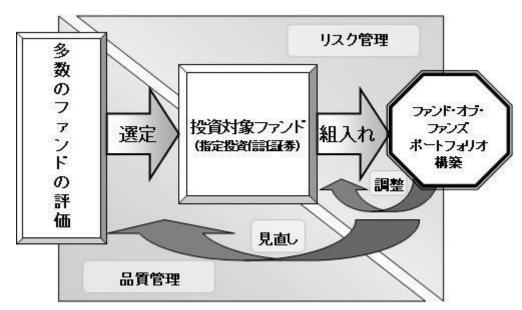
[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価 を重視し、ファンド間の投資手 法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

商品市況全体の動きを概ね捉える投資成果を目指す投資信託証券など、超過収益を追求することを目的としない 投資信託証券については、運用力に関する定性的な評価を行なわない場合があります。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。 運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です

(2)【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託および外国投資信託(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

| 指定投資 | 信託証券 |
|--------|--------|
|]日亿]又只 | ៲ᆷᇚᇇᇞᄁ |

ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)

ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)

SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)

One国内株オープンF (FOF s 用) (適格機関投資家専用)

SMAM・ニュー ファンドF(適格機関投資家専用)

スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)

イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式ファンドF(適格機関投資家専用)

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)

野村ジャパンドリームF(適格機関投資家専用)

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)

野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)

グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB(適格機関投資家専用)

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)

ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドFB <外国籍投資信託>

ノムラ・ワールド (除く日本)エクイティ・ファンドFB < 外国籍投資信託 >

ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)

GIMエマージング株式フォーカスFB (適格機関投資家専用)

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD < 外国籍投資信託 >

ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替ヘッジなし)<外国籍投資法人>

ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)

ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン) FD < 外国籍投資信託 >

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドロ - 米国ハイ・イールド・ボンドFD < 外国籍投資信託 >

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD < 外国籍投資信託 >

野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用)

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD (適格機関投資家専用)

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD < 外国籍投資信託 >

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD < 外国籍投資信託 >

コモディティ・オープン(適格機関投資家専用)

ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

2019年10月16日付で、ファンド名称の変更(変更後名称「ノムラ・ワールドREITマザーファンド」)、投資顧問会社の変更(変更後の投資顧問会社「コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク」)、投資方針等の変更を行なう予定です。

ノムラ ACIグローバルREITマザーファンド

ブラックロック世界REITファンドFB(適格機関投資家専用)

ノムラスマートプレミアムF (適格機関投資家専用)

グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)

インベスコ・ファンズ - グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクト・ファンド (Cアキュミュレーション 日本円ヘッジ・シェアクラス) < 外国籍投資法人 >

日本株式LS2・F(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシファイド・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円へッジ < 外国籍投資法人 >

上記は2019年10月10日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称 変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載 された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

- 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 八. 金銭債権 (イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し 条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるもの

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

とします。

- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、 関係法人、信託報酬等について、2019年10月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載した ものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち < 収益分配方針 > につきましては、以下の通りです。

[各F / FB]

・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FD]

・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ·ジャパン·オープンF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.865%の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として 信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2007年10月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.60%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるSJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

ファンドは、SJAMバリュー日本株・マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2017年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--|
| 委託会社 | 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 |
| 安託云社 | (2020年4月1日付でSOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更する予定です。) |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.50%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

SJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して、 積極的な運用を行います。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ 最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下 とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。)の利用は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

One国内株オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、主として親投資信託であるOne国内株オープンマザーファンドへの投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資を行い、マクロの投資環境の変化に応じて、その時々で最適と判断される投資スタイルで運用を行います。

ファンドは、「東証株価指数(TOPIX)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

(B)信託期間

無期限(2019年10月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|-------------------|
| 委託会社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

純資産総額に対して、税抜年0.61%

< 内訳 >

委託会社 税抜年0.57%

販売会社 税抜年0.02%

受託会社 税抜年0.02%

(E)投資方針等

(1)投資対象

「One国内株オープンマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

「東証株価指数(TOPIX)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

実質非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

実質外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

(3)主な投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティ

ブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

SMAM·ニュー ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

国内株式ニュー マザーファンド受益証券(以下、マザーファンド)への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより中長期的にTOPIX (東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

マザーファンドでは、個別企業調査に基づく財務分析および個別企業のESG(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス)に関する非財務情報の評価をもとに銘柄評価を行い、ポートフォリオを構築します。

(B)信託期間

無期限(設定日:2015年4月9日)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|----------------------|
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に対して税抜年0.5500%の率を乗じて得た額とします。上記の他、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等をファンドから支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内株式ニューマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX(東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。 個別企業調査に基づく財務分析および個別企業のESG(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス)に関する非財務情報の評価をもとに 銘柄評価を行い、流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

スパークス·厳選投資·日本株ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、わが国の上場株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

(B)信託期間

無期限(2016年10月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|-----------------------|
| 委託会社 | スパークス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して税抜年0.74%を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場している株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

ファンドの資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般 社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等(デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又は オプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の 純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるイーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている(上場予定を含みます。)株式に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ファンドは、「イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2018年10月10日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|---|
| 委託会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの | イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド |
| 投資顧問会社 | 1 - X - X - X - Y - Y - X - X - X - Y - Y |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.60%の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産中から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている(上場予定を含みます。)株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の金融商品取引所に上場されている(上場予定を含みます。)株式に実質的に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

市場に対して極端に割安な状態にある銘柄(バリュエーション・アウトライヤー)を特定し、厳格な企業調査に基づく独自の基準により、中長期的に株価上昇余地が高いと判断される銘柄を厳選し投資します。

特定のベンチマークを意識せず、中長期的な観点から市場平均を上回る投資成果の獲得を目指した運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以内とします。

イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は、行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

" 徹底した個別銘柄調査 " 、 " 現地調査とグローバル・アプローチの融合 " 、 " 長期投資 " 、 " 複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性 " などが挙げられます。その中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B)信託期間

無期限(2007年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------------|-------------------------|
| 委託会社 | キャピタル・インターナショナル株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの投資 | *1 |
| 顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・インク |

^{*1.} マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.575%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を税抜年39万5千6百円とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)(これに準ずるものを含む)に上場されている株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)を主要投資対象とします。

運用については、ミクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

34/192

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンドマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンドマザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2004年3月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.83%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション(株価の割高・割安度合い)の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付 社債に投資する場合があります。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村ジャパンドリームF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村ジャパンドリーム マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村ジャパンドリーム マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2016年4月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.86%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、東証一部上場小型株、東証二部上場株式、JASDAQ上場株式等の中から企業の収益力、成長力等からみて中期的に成長が期待できる銘柄を中心に投資することを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と します。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

アムンディ·ターゲット·ジャパン·ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通して、 国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2004年3月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|----------------|
| 委託会社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.85%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度(バリュー)に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の 増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2008年4月10日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|-----------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |
| 投資顧問会社 | ウエックトン・マネーシックト・カンパニー・エルエルビー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.85%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

グローバル·エクイティ(除く日本)·ファンドFB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)をベンチマークとします。

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ファンドは、「グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

41/192

マザーファンドの

投資顧問会社

GOG・パートナーズ・エルエルシー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.825%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式(エマージング・マーケットも含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2019年4月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|---------------------------------|
| 委託会社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行 |
| マザーファンドの | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク |
| 投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド |
| | ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド |
| | ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド |
| | ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド |
| | ティー・ロウ・プライス(カナダ)、インク |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.692%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式(エマージング・マーケットも含みます。)を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式(エマージング・マーケットも含みます)の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証書(ADR)、欧州預

託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。個

別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*委託会社およびその関連会社をいいます。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行ないません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドFB

(A)ファンドの特色

ファンドは、主に日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)に分散投資することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ファンドのベンチマークは、MSCI-KOKUSAI インデックス(米ドル・ベース)です。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------|-----------------------|
| 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |

保管受託銀行、管理事務代行会社

ノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

信託報酬は、純資産総額に年0.85%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産の監査費用、外貨建資産の保管等に要する費用、弁護士報酬等を負担します。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、原則として1年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証書)を含みます。)

(2)投資態度

主に日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証書)を含みます。)に分散投資することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

原則として為替ヘッジを行いません。

(3)主な投資制限

有価証券の空売りは行いません。

投資信託証券(上場投資信託等は除く)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、投資顧問会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

流動性の低い資産への投資割合は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。ただし、私募株式、非上場株式、その他の流動性の低い資産に投資するにあたって、価格の透明性を確保する方法が取られている場合にはこの限りではありません。

投資顧問会社が運用を行う投資ファンドの全体において、一発行会社の発行する株式(投資法人が発行する投資証券を含む。)について、発行済総株式数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資しません。

借入総額がファンドの純資産総額の10%を超えることになる借入れは行いません。ただし、合併等の非常事態または緊急事態の場合には、 一時的に10%の制限を超過することができます。

ノムラ·ワールド(除く日本)エクイティ·ファンドFB

45/192

(A)ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託(円建て)です。

円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行わないことを基本とします。ベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)です。

(B)信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| | 名称 |
|----------|-----------------------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 副投資顧問会社 | ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 | |
| 管理事務代行会社 | 7 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式 (DR (預託証書)を含みます。)に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース) をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2009年9月3日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|-------------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの | アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー |
| 投資顧問会社 | アガディアン・アセット・マネシスント・エルエルシー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年1.10%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

GIMエマージング株式フォーカスFB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス·マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下、「マザーファンド」といいます。)

の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国 で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

- *1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。
- *2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち*、積極的な運用を行います。

* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引後配当込み、円ベース) をベンチマークとします。

MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2006年1月25日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-----------------|--------------------------------|
| 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.93%を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額(ただし、税抜年300万円を上限とします。)を信託財産から支払います。

50/192

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

(2)投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J.P. モルガン・アセット・マネジメントのネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

J.P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。)は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

ノムラ·マルチ·マネージャーズ·ファンド - 新興国株式FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」は、MSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年9月1日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|---|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 | ノムラ・バン ク(ルクセンブルグ)エス・エー |
| 管理事務代行会社 | /A) /////////////////////////////////// |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称

Schroder Investment Management Limited

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.90%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社 が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替ヘッジなし)

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。「新興国の株式等」とは、新興国に所在地がある企業や、主な経済活動を新興国で行なう企業が発行する株式等を指します。

投資顧問会社は、原則として、独自のボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から厳選した銘柄に投資します。ベンチマークの構成銘柄を意識した運用は行ないません。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍外国投資法人です。

(B)信託期間

無期限(2017年8月24日設立)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|-------------------------------|
| 投資顧問会社 | ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド |
| 管理会社 | ジュピター・ユニット・トラスト・マネージャーズ・リミテッド |
| 保管受託銀行 | ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ エス・エー |
| 管理事務代行会社 | |

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.76%(年率)とします。信託財産留保額はありません。

上記の他、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

独自のボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から厳選した銘柄に投資します。

指数の構成銘柄を意識した運用は行ないません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブを利用する場合があります。

(3)主な投資制限

非上場株式やその他の譲渡可能証券への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新興国以外の企業の発行する株式等への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総

合インデックス(円換算ベース)、およびブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース) を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|--------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの | ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド |
| 投資顧問会社 | ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に 関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換 および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純 資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ウエリントン·海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン) FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス、ブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%:60%:20%の比率による加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

信託約款の日付(2009年3月24日)から149年間

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|---------------|----------------------------------|
| 投資顧問会社 | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |
| 受託会社、管理事務代行会社 | ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド |
| 保管受託銀行 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |

(D)管理報酬等

(1)投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド 決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

(2)受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

(3)保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0110%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、財務諸表作成費用(年額1,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当たり年額12米ドル、1ファンド当たり年間最低1,000米ドル)があります。

(4)その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

(2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ファンドの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

個別有価証券(現物に限る)の空売りは行ないません。ただし、デリバティブ取引およびデリバティブ取引と類似のエクスポージャーを提供するために投資運用会社が企図する特定の取引についてはこの限りではありません。

資金の借り入れは、証券の決済および受益者の換金に対応するための一時的なものに限って行ないます。

ファンドは、時価の取得が困難な証券に投資を行なう場合、評価の透明性を確保する方法を規定しています。

未上場で常時換金可能ではない集団投資スキームへの投資は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

ノムラ·マルチ·マネージャーズ·ファンド||-米国ハイ·イールド·ボンドFD

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。 投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、ICE BofAML US High Yield Constrained Index (円換算ベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「ICE BofAML US High Yield Constrained Index (円換算ベース)」は、ICE BofAML US High Yield Constrained Index (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年4月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|-------------------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 | |
| 管理事務代行会社 | ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称

Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.

Loomis, Sayles & Company, L.P.

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド 債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会 社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等 エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を 超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD

(A)ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。 投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index(円換算ベース) をベンチマークとします。 ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index(円換算ベース)」は、ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年10月6日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|--|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス·エー |
| 管理事務代行会社 | \darkappa \land \land \darkappa \d |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

| 名称 | |
|---|--|
| Threadneedle Asset Management Limited | |
| Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. | |

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

62/192

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社 が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

野村エマージング債券ファンドFD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国 の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

1 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

ファンドは、IPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース) をベンチマークとします。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

(B)信託期間

無期限(2007年10月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|-----------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |
| 投資顧問会社 | ウエックドン・マネーシックド・カンパーー・エルエルピー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.75%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

64/192

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合もあります。

(2)投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします(OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。)。
- ・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

ウエリントン·マネージメント·カンパニー·エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

アライアンス·バーンスタイン·新興国債券FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2005年10月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係 名称

| 委託会社 | アライアンス・バーンスタイン株式会社 |
|----------|------------------------------|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー |
| マザーファンドの | アライアンス・バーンスタイン・リミテッド |
| 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド |
| | アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.80%の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る 監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更す る場合があります)。

(E)投資方針等

(1)投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合もあります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

次の投資顧問会社に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4)収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、 分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

ノムラ·マルチ·マネージャーズ·ファンドII - 新興国債券FD

(A)ファンドの特色

68/192

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース) をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年4月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|---------------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 | |
| 管理事務代行会社 | ノムラ·パンク(ルクセンブルグ)エス·エー |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

| 名称 | |
|---|--|
| Pictet Asset Management Limited | |
| Pictet Asset Management (Singapore) Pte Limited | |

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

69/192

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会 社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ·マルチ·マネージャーズ·ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券(以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年4月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|---------------------------|
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行 | しんこうパンカ (リカセンブリガンエス・エ |
| 管理事務代行会社 | ノムラ·バンク(ルクセンブルグ)エス·エー |

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称

Wellington Management Company LLP

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

71/192

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の 運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会 社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

コモディティ・オープン(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、グローバル・コモディティ(米ドル建て) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル建て債券に投資を行い、世界の様々な商品(コモディティ)市況を捉えることを目的に、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(B)信託期間

2025年8月18日まで(2015年4月24日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|-------------------------|
| 委託会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し、税抜年0.36%を乗じて得た額とします。

上記の他、監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、 運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(E)投資方針等

(1)投資対象

マザーファンドの受益証券を通じて、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル建て債券(以下「米ドル建て債券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建て債券に投資し、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

米ドル建て債券への実質投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド

(注)2019年10月16日付で、ファンド名称の変更(変更後名称「ノムラ・ワールドREITマザーファンド」)、投資顧問会社の変更(変更後の投資顧問会社「コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク」)、投資方針等の変更を行なう予定です。

(A)ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(B)信託期間

無期限(2007年2月21日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------|---------------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| 投資顧問会社 | シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー |

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。

(2)投資態度

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

CBRE Clarion Securities, LLC(シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー) に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

< 前記の「ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド」は、2019年10月16日付で以下に変更となる予定です > ノムラ・ワールドREITマザーファンド

(A)ファンドの特色

この投資信託は、世界各国(新興国を含みます。)の不動産投資信託証券 (以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とし、配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める 不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(B)信託期間

無期限(2007年2月21日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------|------------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| 投資顧問会社 | コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク |

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国(新興国を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。なお、株式および上場投資信託証券(ETF)にも投資する場合があります。

(2)投資態度

世界各国のマクロ経済見通し等に基づくトップダウンアプローチと個別銘柄の調査に基づくボトムアップアプローチを組み合わせて、各銘柄からのキャッシュフローの成長性などの分析を行ない、割安性に着目して投資対象銘柄を選定し、流動性、市況動向、リスク分散なども考慮してポートフォリオを構築することを基本とします。

株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Cohen & Steers Capital Management, Inc. (コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク) に当ファンドのREIT、株式および上場 投資信託証券(ETF)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

投資信託証券(上場投資信託証券(ETF)およびREITを除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ ACIグローバルREITマザーファンド

(A)ファンドの特色

この投資信託は、世界各国(新興国を含みます。)の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(B)信託期間

無期限(2016年10月20日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------|----------------------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| 投資顧問会社 | アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク |

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。なお、株式および上場投資信託証券(ETF)にも実質的に投資する場合があります。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析等を中心としたボトムアップアプローチにより投資銘柄を選定します。

REITの実質組入比率は、高位を基本とします。

株式への実質的な投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクにREIT、株式および上場投資信託証券の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

投資信託証券(上場投資信託証券およびREITを除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純試算総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ブラックロック世界REITファンドFB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるブラックロック世界REITマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として世界各国(日本および新興国を含みます。)の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

ブラックロック世界REITファンドFBは、S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース) をベンチマークとします。

「S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ブラックロック世界REITマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年4月11日)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|-----------------------------------|
| 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの | ・ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー |
| 投資顧問会社 | ・ブラックロック(シンガポール)リミテッド |
| | ・ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.50%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国(日本および新興国を含みます。)のREIT を実質的な主要投資対象とします。なお、株式および上場投資信託(ETF)にも投資する場合があります。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

親投資信託の受益証券を通じて、主に世界各国(日本および新興国を含みます。)のREITに投資します。なお、株式および上場投資信託証券(ETF)にも投資する場合があります。

REITへの実質的な投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの実質組入比率は、高位を基本とします。

株式への実質的な投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質が REIT に類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

原則として親投資信託の通貨比率をベンチマーク(現地通貨ベース)の通貨比率に合わせることを目的として、外国為替予約取引および 直物為替先渡取引を行ないます。

親投資信託受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

REIT等(短期金融商品を含みます。)の運用ならびに当該運用に付随する取引の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー、ブラックロック(シンガポール)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券(上場投資信託証券(ETF)およびREITを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

ノムラスマートプレミアムF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラスマートプレミアムマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として内外の公社債、短期有価証券 および上場投資信託証券に実質的に投資を行ない、主として世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および 為替予約取引等を実質的に活用し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ノムラスマートプレミアムマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。 なお、短期有価証券等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(設定日:2016年9月29日)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

ファンドの信託報酬の総額は、次の(1)の基本報酬額に、(2)の成功報酬額を加算して得た額とします。

- (1)基本報酬額:ファンドの純資産総額に対し、税抜年0.85%の率を乗じた金額とします。
- (2)成功報酬額:毎営業日に、当該営業日の成功報酬控除前基準価額がその時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に 20%を乗じて得た額(円未満は切り捨てるものとします。なお、消費税等相当額が別途かかります。)に、当該営業日の受益権口数を乗じて

得た額とします。ハイ・ウォーターマークは過去の成功報酬計上時のハイ・ウォーターマーク(設定当初は1万円)に円短期金利 を日割り計上 した額を加算して決定されます。

*円短期金利は、毎営業日(この信託の当初設定日前日を含みます。)において入手しうる、ロンドンにおいて公表された日本円1ヶ月LIBORの直近値とし、当該営業日の翌日以降適用するものとします。なお、当該円短期金利の下限は零とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の 有価証券先物取引等および為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2)投資態度

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、定性的な判断を加え、リスク水準 を考慮しつつ、リターンを追求するポートフォリオを構築することを基本とします。なお、ポートフォリオについては適宜見直しを行ないます。

リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

マザーファンドを通じて、内外の公社債、短期有価証券への投資を中心に、株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等 および為替予約取引等を活用するとともに、上場投資信託証券その他現物有価証券に投資を行ないます。有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用ならびに上場投資信託証券への投資にあたっては、世界各国の株式・債券・不動産投資信託(REIT)・商品・通貨等 を対象とし、複数のロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせます。なお、ショート・ポジションは有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用によるものとします。

マザーファンドにおいて、有価証券先物取引等の買い建ておよび上場投資信託証券への投資によるロング・ポジション、有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションの比率には特段の制限は設けませんが、ファンド全体のリスク水準が適正となるよう調整します。 為替予約取引等の使用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

グローバル·アセット·モデル·ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、グローバル・アセット・モデル・ファンドマザーファンドの受益証券を主要投資対象 とし、日本円の短期金利水準 を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

1ファンドは、「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

2ファンドは日本円1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

(B)信託期間

無期限(2006年7月25日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

ファンドの信託報酬の総額は、次の(1)の基本報酬額に、(2)の成功報酬額を加算して得た額とします。

- (1)基本報酬額:ファンドの純資産総額に対し、税抜年0.90%の率を乗じて得た金額とします。
- (2)成功報酬額: 毎営業日に、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額がその時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に20%を乗じて得た額(円未満は切り捨てるものとします。なお、消費税等相当額が別途かかります。)に、当該営業日の受益権口数を乗じて

得た額とします。ハイ・ウォーターマークは過去の成功報酬計上時のハイ・ウォーターマーク(設定当初は1万円)に円短期金利 を日割り計上した額を加算して決定されます。

* 円短期金利は毎営業日(この信託の当初設定日前日を含みます。)において入手しうるロンドンにおいて公表された日本円1ヵ月LIBORの直近値とし、当該営業日の翌日以降適用するものとします。なお、当該円短期金利の下限は零とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支弁します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

内外の短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、世界主要国の株価指数先物取引および債券先物取引を実質的な主要取引対象とし、 為替予約取引等も積極的に活用します。

(2)投資態度

主として内外の短期有価証券に投資し安定した収益の確保を目指すとともに、世界主要国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の積極的な活用により日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用に当たっては、Global Tactical Asset Allocation(グローバルな戦術的資産配分。 GTAA) モデル及びTactical Currency Allocation(戦術的通貨配分。 TCA) モデルに基づき、市場データの精緻な分析により、推定される均衡水準から時価が乖離している資産・通貨に係るデリバティブ等を売買し、時価が均衡水準に収斂する過程での収益を獲得することを目指します。

Global Tactical Asset Allocation(GTAA) モデル及びTactical Currency Allocation(TCA) モデルは、ファースト・クオドラント社の開発した運用モデルです。

資産配分については、世界主要国の株式・債券市場の中から流動性が高いと判断される市場を対象に、均衡水準より割安と判断される資産に係る有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションを、均衡水準より割高と判断される資産に係る有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションを構築し、収益の獲得を目指すことを基本とします。

通貨配分については、資産配分とは独立した通貨配分戦略により為替予約取引等を積極的に活用し、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で活用し、均衡水準より割高と判断される通貨は当該通貨のヘッジ目的外での売予約によるショート・ポジションを構築し、均衡水準より割安と判断される通貨については買予約等によるロング・ポジションを構築することを基本とします。なお、為替予約取引等のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

インベスコ·ファンズ - グローバル·ターゲティッド·リターンズ·セレクト·ファンド(Cアキュミュレーション 日本円へッジ・シェアクラス)

(A)ファンドの特色

株式、債券(金利・クレジット)、通貨、コモディティ(除く農産物)等に投資することにより、中長期にわたる運用期間において絶対リターンを達成することを目指します。

(B)信託期間

無期限(設定日:2015年11月27日)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|--|
| 管理会社 | インベスコ・マネジメント・エス・エイ |
| 投資顧問会社 | インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド |
| 管理事務代行会社 | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド・エス・エイ/エヌ・ブイ、 |
| 保管受託銀行 | ルクセンブルク支店 |

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.90%(年率)とします。

管理報酬の他に、保管報酬、管理事務代行報酬や登録・名義書換事務代行報酬等がかかります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を含む世界の株式、債券(金利・クレジット)、通貨、コモディティ(除く農産物)等の資産クラスに投資します。投資にあたっては現物有価証券を主要投資対象とするとともに、デリバティブ取引を活用します。

(2)投資態度

投資にあたっては、株式、株式関連証券、公社債、不動産投資信託(REIT)、短期有価証券等の現物有価証券に投資するとともに、株式、金利、クレジット、通貨、コモディティ指数(除く農産物)等を対象とした、先物、先渡、オプション、スワップ等の上場/店頭デリバティブ取引を活用します。デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定せず、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)でも活用します。

運用にあたっては、投資対象資産や投資対象地域に制限を設けることなく、中長期にわたる運用期間において目標リターンを上回る収益 獲得が見込まれる投資機会を投資アイデアとして導出し、徹底したリスク管理を行うことで、絶対リターンを達成することを目指します。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

S&P社からB-未満の格付けを付与された債券または同等の信用力を有すると判断された債券への投資は行いません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以下とします。

日本株式LS2·F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である日本株式ロング・ショートマザーファンド2(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資することで、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、日本円短期金利(無担保翌日物コール・ローン)をベンチマークとします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2017年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|-------------------------|
| 委託会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し、税抜年0.75%を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの投資信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記の他、監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの追加設定・解約に伴う信託財産留保額等をその都度、ファンドが負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

マザーファンドの受益証券を通じて、実質的に我が国の株式への投資を行ないます。

(2)投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に投資します。

企業価値を多面的に捉える複数の指標に基づき投資銘柄を選別し、買いポジションと売りポジションを組み合わせることで、ベンチマークである日本円短期金利(無担保翌日物コール・ローン)に対する超過リターンを目指します。

株式の実質組入は、買いポジション及び売りポジションの両方を行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建 玉の実質時価総額の合計額及び株式の実質売りポジション総額と株価指数先物取引等の売建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託 財産の純資産総額を超えることがあります。

株式の実質買いポジション及び実質売りポジションの合計は、原則として、投資信託財産総額の50%超とします。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシファイド・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円へッジ

(A)ファンドの特色

ファンドは米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等に投資することにより、ロング(買い建て)ポジションおよびショート(売り建て)ポジションを構築し、市場動向に係わらずプラスの絶対リターンを追求します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍外国投資法人です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2012年2月17日)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------|---------------------------------------|
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌ・エー |
| 受託会社 | ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー |
| 保管受託銀行 | |
| 管理事務代行会社 | ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー |

(D)管理報酬等

ファンドの信託報酬の総額は、次の(1)の基本報酬額に、(2)の成功報酬額を加算して得た額とします。

(1)基本報酬額:ファンドの純資産総額に対し、税抜年1%を乗じて得た金額とします。

(2)成功報酬額:3ヵ月LIBOR(円)をベンチマークとし、ファンドのリターンがベンチマークのリターンを超過する場合に、超過額に20%を乗じて得た額に当該営業日の受益権口数を乗じて得た金額とします(ファンドのリターンがベンチマークのリターン以下の場合には成功報酬はかかりません。)。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支弁します。

(E)投資方針等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)投資対象

米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等に投資します。

(2)投資態度

ファンドの総資産の少なくとも70%は米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等に投資します。 ファンドは、投資対象とする株式市場へのネットエクスポージャー(ロングポジションとショートポジションを合わせた実質的にリスクを取っている割合)を最小限にすることを目指して、広く分散投資を行います。

(3)主な投資制限

同一発行体の有価証券等(派生商品を含みます。)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。

ファンドの純資産総額の5%を超えて投資している発行体がある場合、原則として、該当するすべての発行体の有価証券等(派生商品を含みます。)への投資の総額はファンドの純資産総額の40%を超えないものとします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ベンチマークについて

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

Russell/Nomura Small Capインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)(MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引後配当込み))は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ICE BofAML US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。「ICE BofAML US High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、英ポンド、ユーロ建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。「ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権 および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(JP Morgan GBI-EM Global Diversified)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

S&P先進国REIT指数はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表明等を行なうものではありません。

指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月 1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジ

メント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を

開設

92/192

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問

業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にか

かる業務の認可を受ける。

1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株

式会社が合併し、ジャーディンフレミング投信・投資顧問株式会社となる。

2001年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に

商号変更

2006年 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2008年 JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

キャピタル・インターナショナル株式会社

1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立

1987年3月 投資顧問業の登録

同年9月投資一任業務の認可取得2006年2月投資信託委託業務の認可取得

2007年9月 金融商品取引業登録

2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東

京支店における事業譲受

アムンディ・ジャパン株式会社

1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立

1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更

1998年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング

株式会社)が主要株主となる

1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名

変更

1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得

2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジ

メント株式会社へ社名変更

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録

を行う

2010年 7月1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパ

ン株式会社へ社名変更

アライアンス・パーンスタイン株式会社

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立。

2000年 1月 1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。 2000年 1月 1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク(現 アライアンス・

バーンスタイン・ジャパン・インク)東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年 4月 3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年 4月 1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り

受ける。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

1986年11月1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

1987年9月9日 投資一任契約に係る業務の認可取得 1990年10月1日 住信投資顧問株式会社に商号変更

1999年2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

1999年3月25日 証券投資信託委託業の認可取得

2007年9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

2012年4月1日 中央三井アセットマネジメント株式会社と住信アセットマネジメント株式会社が合

併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が発足

2018年10月1日 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

1985年7月15日三生投資顧問株式会社設立1987年2月20日証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一仟契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社

へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井

住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合

併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株

式会社に商号変更

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

2006年4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の

子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立

2006年10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更

投資顧問業及び投資ー任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社)より

会社分割により承継

2007年9月 金融商品取引業者として登録

登録番号:関東財務局長(金商)第346号

2010年7月 スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引業務を開始

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

1986年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立

1987年 2月20日 投資顧問業の登録

1987年 9月9日 投資一任業務の認可取得

1991年 6月1日 ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資

顧問株式会社に商号変更

1998年 1月1日 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

1998年 3月3日 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更

1998年 3月31日 証券投資信託委託業の免許取得

2002年 7月1日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更

2007年 9月30日 金融商品取引業者として登録

2010年 10月 1 日 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマ

ネジメント株式会社に商号変更

ブラックロック・ジャパン株式会社

1985年 1 月 メリルリンチ投資顧問株式会社(後にメリルリンチ・インベストメント・マネジャー

ズ株式会社に商号変更)設立

1988年3月 バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社(後にバークレイズ・グロー

バル・インベスターズ株式会社に商号変更)設立

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1999年4月 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社(後にブラックロック・ジャパン

株式会社に商号変更)設立

2006年10月 メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社としてブラック

ロック・ジャパン株式会社と合併

新会社商号:ブラックロック・ジャパン株式会社

2009年12月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社としてブラック

ロック・ジャパン株式会社と合併

新会社商号:ブラックロック・ジャパン株式会社

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

1999年12月1日 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立

2000年1月24日 投資顧問業の登録

2000年5月18日 投資一任業務、証券投資信託委託業の認可を取得

2002年1月1日 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引法施行による金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用業、

第二種金融商品取引業)のみなし登録

2010年12月20日 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更

2012年2月14日 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

1982年8月4日 ロウ・プライス・フレミング・インターナショナルが駐在員事務所(リサーチ)を東

京に開設

2003年3月20日 T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録

2011年1月1日 T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更

2017年3月1日 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更

2018年4月1日 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(日本法人)へ事業譲渡、営業開始

アセットマネジメントOne株式会社

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセット

マネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第

ーライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメ

ント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投

信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をア

セットマネジメントOne株式会社に変更

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

1985年6月 ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立

1990年2月 ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年 会社設立

ジュピター・ユニット・トラスト・マネージャーズ・リミテッド

1986年4月11日 会社設立

インベスコ・マネジメント・エス・エイ

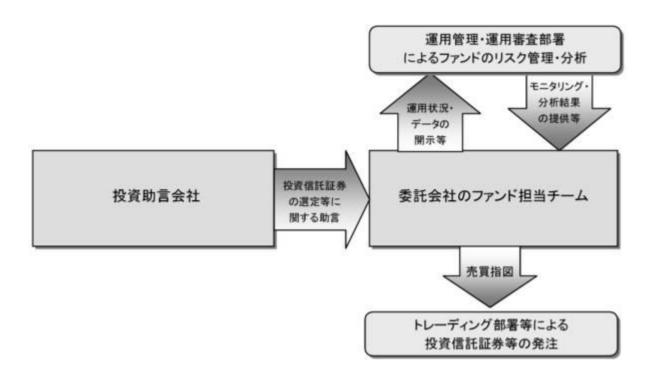
1991年9月 インベスコ・マネジメント・エス・エイ設立

プラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー

1988年3月 ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー設立

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

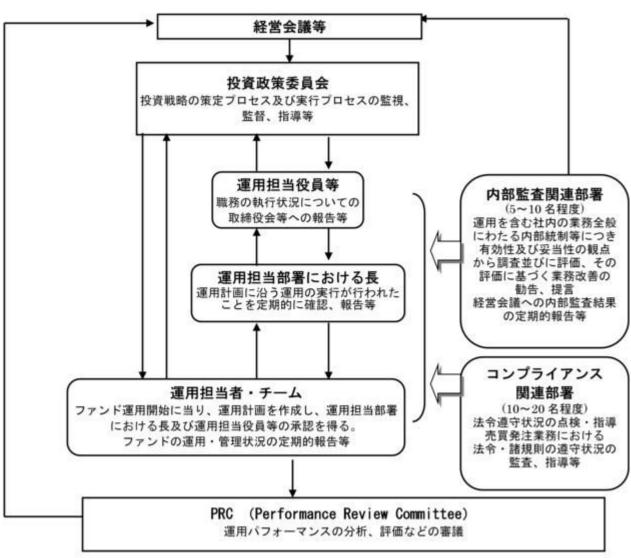


当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、 信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設け ております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

す。



委託会社によるファンドの関係法人 (販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受

け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越 欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年1月および7月の各20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益 分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

直接投資する外貨建資産への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行ないません。

為替予約の利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

為替予約の利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図 を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(約款第37条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

102/192

- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるわが国の小型株の株価変動は、わが国の株式市場全体の動きと 異なる場合があります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高

103/192

い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[商品(コモディティ)市況変動リスク]

ファンドは実質的に商品に対するエクスポージャーを持ちますので、商品(コモディティ)市況変動の 影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち外国の株式・債券・REITに実質的に投資する投資信託証券および商品に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替へッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

[代替手法に関するリスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「マクロ戦略」を用いる投資信託証券は、実質的に株価 指数先物取引、債券先物取引、為替予約取引等を積極的に活用しますので、株価変動、債券価格変動、 為替変動の影響を受けます。

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「株式市場中立戦略」を用いる投資信託証券は、日本の 株式を対象とした、株式市場全体の変動の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指しますが、変動の影響 を全く排除できるものではなく、また個別銘柄固有の要因による株価変動の影響を受ける場合もありま す。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

104/192

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行に なる可能性があります。

ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな代替資産に対するエクスポージャーを持つ投資信託証券や新たな代替手法による運用を行なう投資信託証券等が指定投資信託証券となった場合には、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

105/192

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社(運用の権限委託先を含みます。)の利害関係人等(当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社(運用の権限委託先を含みます。)が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下記の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご留意ください。

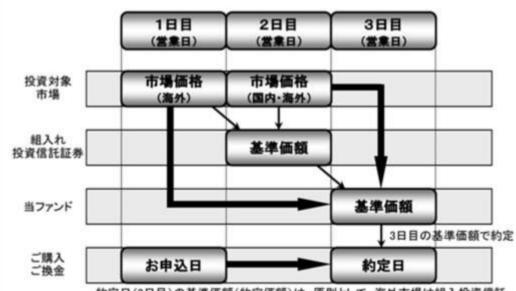
< 基準価額の算出イメージ図 >

106/192

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託 証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市場は お申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。 なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

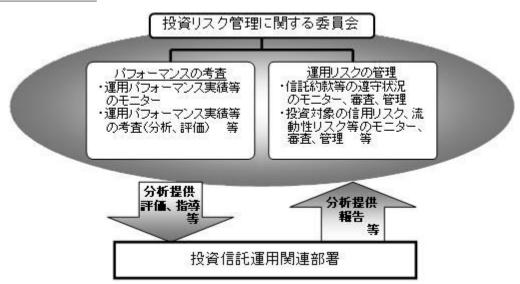
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

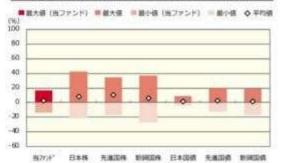
野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

リスクの定量的比較 (2014年9月末~2019年8月末:月次)

ファントの年間腋落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの練落率の比較



| | 墨沙村 | 日本株 | 先進回株 | 新興選款 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|----------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大值(% |) 16.1 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9,3 | 19.3 | 19.3 |
| 最小值 (% |) A 14.1 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | A 4,0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均值 (% | 2.3 | 8.8 | 10.1 | 6.3 | 2.1 | 2.5 | 13 |

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。 なして計算したものです。2014年9月末を10,000として指数化 しております。
- *年間騰落率は、2014年9月から2019年8月の5年間の各月末 *決算日に対応した数値とは異なります。 における1年間の騰落率を表示したものです。
- * 2014 年 9 月から 2019 年 8 月の 5 年間の各月末における 1 年間 の機落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

 - * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準値額と異なる場合があります。
- <代表的な資産クラスの指数>
- ○日本株:東証株価報数(TOPIX)(配当込み)
- 先週国権: MSCI-KOKUSAI 削数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本図值: NOMURA-BPI 間債
- 先進期債:FTSE世界間債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)
- 新興国債: 第 モルカン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(興東京証券取引所)の知的財産であり、指数 の舞出、照数像の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、減東京証券数引所が有しています。なお、本商品は、減東京証券取引所により提供、保証 又は販売されるものではなく、画東京証券徴引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込 み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI が開発した指数です。両指数に対する著作権、知的所有 権その他一切の権利はMSCI に帰属します。また MSCI は、関指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券検式会社に帰属します。なお、野村證券検式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性。 完全性、低頻性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネシメント株式会社の事業活動、サービスに関し一 切責任を負いません。
- ○FTSE 世界関係インチックス (除く日本: ヘッシなし・内ベース)・・・FTSE 世界国係インチックス (除く日本: ヘッシなし・円ベース) は: FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的 財産であり、樹数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルカン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (四ペース)・・・「JP モルガン・カバメ ント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ペース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに 提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく。情報としてのみ使用されるものであり、金銭商品の売買を勧誘、何らかの売買の公 式なコンファメーション。歳いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資機略や税金における会計アドバイスを 法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、IPMorgan Chase & Co. 及びその 子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のバフォーマンス は将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金銭商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポシ ションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり。また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アド バイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは TJPMSLLC) と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融作的内容を取引 (ここでは ブブ ロダクト」と呼びます)についての機能、保障または筋売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、ま た金融市場における投資権会を指数に達動させる或いはそれを目的とする維具の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または 示唆を行なうものではありません、指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケディング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いませ これス価値によって簡単されていますが、2.の第4 VERM 生为那种广州技术支持部广

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.265%(税抜年1.15%)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

| ファンドの 純資産総額 | 500億円以下 の部分 | 500億円超 の部分 |
|----------------|----------------|---------------|
| 委託会社 | 年0.62% | 年0.63% |
| 販売会社 | 年0.50% | 年0.50% |
| 受託会社 | 年0.03% | 年0.02% |

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(成功報酬を除く)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率(成功報酬を除く)について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値

1.95% ± 0.10%程度

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2019年10月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

なお、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示 しておりません。

支払先の役務の内容

| <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|--------|-----------|--------|
| | ////DA 12 | ~#0~!- |

111/192

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等 購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理および事務手続き 等 ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に 相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信 託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、 基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 | 《配当所得》 |
|--|---|---------------------------------|
| ・ <u>特定</u> 公社債 ^(注1) の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益 分配金 | 特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損 | ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金 |

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

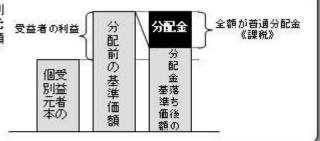
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

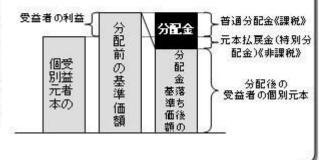
分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本私戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年8月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2019年8月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

ノムラ・オールインワン・ファンド

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------------|---------------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 5,707,900,866 | 61.98 |
| | ルクセンブルグ | 1,131,062,102 | 12.28 |
| | ケイマン諸島 | 1,432,124,299 | 15.55 |
| | 小計 | 8,271,087,267 | 89.81 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 872,353,118 | 9.47 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | 65,198,008 | 0.70 |
| 合計 (純資産総額) | 9,208,638,393 | 100.00 | |

(参考) ノムラ СВ R E グローバルリート マザーファンド

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------|---------|---------------|---------|
| 投資証券 | 日本 | 228,339,100 | 9.12 |
| | アメリカ | 1,664,245,401 | 66.50 |
| | カナダ | 41,933,438 | 1.67 |
| | ドイツ | 19,517,084 | 0.77 |
| | フランス | 27,303,040 | 1.09 |
| | オランダ | 10,000,285 | 0.39 |
| | スペイン | 35,427,738 | 1.41 |
| | ベルギー | 27,024,787 | 1.07 |
| | アイルランド | 32,100,698 | 1.28 |
| | イギリス | 117,668,482 | 4.70 |
| | オーストラリア | 144,382,166 | 5.76 |

| | 香港 | 65,735,315 | 2.62 |
|--------------------|--------|---------------|--------|
| | シンガポール | 55,421,712 | 2.21 |
| | 小計 | 2,469,099,246 | 98.66 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | 33,504,960 | 1.33 |
| 合計 (純資産総額) | | 2,502,604,206 | 100.00 |

(参考) ノムラ・ACIグローバルREITマザーファンド

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|--------------------|---------|----------------|---------|
| 株式 | アメリカ | 265,598,107 | 2.39 |
| | ルクセンブルグ | 110,504,513 | 0.99 |
| | オーストラリア | 61,710,864 | 0.55 |
| | 小計 | 437,813,484 | 3.94 |
| 投資証券 | 日本 | 1,075,132,350 | 9.67 |
| | アメリカ | 7,377,974,464 | 66.42 |
| | カナダ | 193,855,420 | 1.74 |
| | フランス | 124,730,911 | 1.12 |
| | スペイン | 79,561,999 | 0.71 |
| | イギリス | 566,178,616 | 5.09 |
| | オーストラリア | 637,888,058 | 5.74 |
| | 香港 | 183,289,311 | 1.65 |
| | シンガポール | 237,038,506 | 2.13 |
| | 小計 | 10,475,649,635 | 94.31 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | 193,856,236 | 1.74 |
| 合計 (純資産総額) | | 11,107,319,355 | 100.00 |

(2)【投資資産】

117/192

【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラ・オールインワン・ファンド

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-----------|---------------|--|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 1 | | 益証券 | ノムラ海外債券ファンド(カスタ ムBM型)FD(適格機関投資家専 用) | 76,634 | 11,947 | 915,573,101 | 11,808 | 904,894,272 | 9.82 |
| 2 | | | コモディティ・オープン(適格機 関投資家専用) | 1,344,553,985 | 0 | 922,005,351 | 0.6611 | 888,884,639 | 9.65 |
| | — . | 益証券 | インベスコ・ファンズ - グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクト・ファンド(Cアキュミュレーション 日本円ヘッジ・シェアクラス) | 71,835 | 9,763 | 701,325,105 | 9,797 | 703,767,495 | 7.64 |
| 4 | | 親投資信託 受益証券 | ノムラ - ACIグローバルREI Tマザーファンド | 426,318,884 | 1.3274 | 565,895,687 | 1.3716 | 584,738,981 | 6.34 |
| 5 | | | ノムラスマートプレミアムF(適格 機関投資家専用) | 51,900 | 10,559 | 548,012,100 | 11,174 | 579,930,600 | 6.29 |
| 6 | | | ブラックロック世界REITファンド FB(適格機関投資家専用) | 47,129 | 12,109 | 570,685,061 | 12,049 | 567,857,321 | 6.16 |
| 7 | | 投資信託受 益証券 | グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用) | 44,338 | 12,096 | 536,312,448 | 11,932 | 529,041,016 | 5.74 |
| | | 益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国ハイ・イー ルド・ボンドFD | 39,862 | 12,175 | 485,319,850 | 11,982 | 477,626,484 | 5.18 |
| 9 | | | ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシファイド・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラス12円 | 35,000 | 10,068 | 352,399,250 | 9,933.78 | 347,682,300 | 3.77 |
| 10 | | 親投資信託 受益証券 | ノムラ CBRE グローバル リート マザーファンド | 218,668,089 | 1.2950 | 283,175,176 | 1.3153 | 287,614,137 | 3.12 |
| | | 投資信託受 益証券 | ウエリントン・海外債券ファンド (カスタムBM型)(ケイマン) FD | 21,087 | 12,983 | 273,772,521 | 12,859 | 271,157,733 | 2.94 |
| 12 | | 投資信託受 益証券 | 野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用) | 21,786 | 12,498 | 272,281,428 | 12,321 | 268,425,306 | 2.91 |
| 13 | | | 野村日本小型株ファンドF(適格機 関投資家専用) | 8,465 | 31,307 | 265,013,755 | 29,140 | 246,670,100 | 2.67 |

| 14 | 日本 | 投資信託受 益証券 | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用) | 6,302 | 32,721 | 206,211,460 | 30,545 | 192,494,590 | 2.09 |
|----|------------|--------------|--|--------|--------|-------------|--------|-------------|------|
| 15 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | A B グローバル・コア・エクイ ティ・ファンドF B | 15,732 | 12,512 | 196,846,995 | 11,691 | 183,922,812 | 1.99 |
| 16 | 日本 | 投資信託受 益証券 | 野村ジャパンドリームF (適格機 関投資家専用) | 10,685 | 18,012 | 192,458,220 | 16,813 | 179,646,905 | 1.95 |
| 17 | 日本 | 投資信託受 益証券 | SMAM・ニュー ファンドF (適格機 関投資家専用) | 13,330 | 10,893 | 145,203,690 | 10,372 | 138,258,760 | 1.50 |
| 18 | 日本 | 投資信託受 益証券 | キャピタル・インターナショナ ル・ジャパン・エクイティ・ファ ンド F(適格機関投資家専用) | 10,064 | 12,803 | 128,850,086 | 12,209 | 122,871,376 | 1.33 |
| 19 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ノムラ - アカディアン新興国株 ファンドFB (適格機関投資家専 用) | 6,155 | 21,463 | 132,105,835 | 19,430 | 119,591,650 | 1.29 |
| 20 | | 投資信託受 益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国現地通貨 建債券FD | 18,430 | 6,575 | 121,177,250 | 6,172 | 113,749,960 | 1.23 |
| 21 | 日本 | 投資信託受 益証券 | スパークス・厳選投資・日本株 ファンドF (適格機関投資家専用) | 8,545 | 13,963 | 119,313,835 | 13,044 | 111,460,980 | 1.21 |
| 22 | 日本 | 投資信託受 益証券 | グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB(適格機関投資家専用) | 3,322 | 33,237 | 110,413,534 | 31,927 | 106,061,494 | 1.15 |
| 23 | | 投資信託受 益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 欧州ハイ・イー ルド・ボンドFD | 8,708 | 12,259 | 106,751,372 | 11,948 | 104,043,184 | 1.12 |
| 24 | | 投資信託受 益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国債券FD | 9,328 | 11,246 | 104,902,688 | 11,103 | 103,568,784 | 1.12 |
| 25 | 日本 | 投資信託受 益証券 | SJAMパリュー日本株F(適格機関投 資家専用) | 10,772 | 10,271 | 110,649,831 | 9,486 | 102,183,192 | 1.10 |
| 26 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | ノムラ・ワールド(除く日本)エ クイティ・ファンドFB | 10,094 | 10,815 | 109,173,031 | 9,857 | 99,496,558 | 1.08 |
| 27 | 日本 | 投資信託受 益証券 | アライアンス・バーンスタイン・ 新興国債券FD(適格機関投資家専 用) | 10,301 | 9,598 | 98,868,998 | 9,346 | 96,273,146 | 1.04 |
| 28 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ストラテジック・バリュー・オー プンF(適格機関投資家専用) | 7,084 | 14,091 | 99,820,644 | 13,273 | 94,025,932 | 1.02 |
| 29 | 日本 | 投資信託受 益証券 | 日本株式LS2・F(適格機関投資家専用) | 9,458 | 9,034 | 85,443,572 | 8,928 | 84,441,024 | 0.91 |
| 30 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ティー・ロウ・プライス 海外株式 ファンドFB (適格機関投資家専 用) | 8,907 | 9,868 | 87,895,654 | 9,231 | 82,220,517 | 0.89 |

種類別及び業種別投資比率

119/192

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 89.81 |
| 親投資信託受益証券 | 9.47 |
| 合 計 | 99.29 |

(参考) ノムラ СВ R E グローバルリート マザーファンド

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------|------|------------------------------|---------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 投資証券 | PROLOGIS INC | 13,651 | 7,444.20 | 101,620,798 | 8,912.83 | 121,669,059 | 4.86 |
| 2 | アメリカ | 投資証券 | EQUITY RESIDENTIAL | 11,251 | 7,568.24 | 85,150,284 | 8,971.38 | 100,937,044 | 4.03 |
| 3 | アメリカ | 投資証券 | WELLTOWER INC | 9,437 | 7,690.04 | 72,570,930 | 9,547.33 | 90,098,180 | 3.60 |
| 4 | アメリカ | 投資証券 | EXTRA SPACE STORAGE INC | 6,592 | 10,576.69 | 69,721,599 | 12,904.01 | 85,063,277 | 3.39 |
| 5 | アメリカ | 投資証券 | HCP INC | 20,064 | 3,246.25 | 65,132,951 | 3,699.48 | 74,226,467 | 2.96 |
| 6 | 香港 | 投資証券 | LINK REIT | 54,155 | 1,023.85 | 55,446,948 | 1,213.83 | 65,735,315 | 2.62 |
| 7 | アメリカ | 投資証券 | INVITATION HOMES INC | 20,827 | 2,455.94 | 51,150,024 | 3,079.88 | 64,144,823 | 2.56 |
| | オースト ラリア | 投資証券 | GOODMAN GROUP | 59,737 | 763.29 | 45,597,029 | 1,037.19 | 61,958,870 | 2.47 |
| 9 | アメリカ | 投資証券 | SIMON PROPERTY GROUP INC | 3,699 | 18,608.47 | 68,832,743 | 15,779.50 | 58,368,375 | 2.33 |
| 10 | アメリカ | 投資証券 | CAMDEN PROPERTY TRUST | 4,996 | 10,617.25 | 53,043,810 | 11,529.61 | 57,601,972 | 2.30 |
| 11 | アメリカ | 投資証券 | CUBESMART | 15,135 | 3,371.63 | 51,029,652 | 3,798.49 | 57,490,189 | 2.29 |
| 12 | アメリカ | 投資証券 | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | 3,496 | 13,684.19 | 47,839,943 | 15,902.99 | 55,596,870 | 2.22 |
| 13 | 日本 | 投資証券 | オリックス不動産投資法人 投資 証券 | 226 | 180,608 | 40,817,419 | 224,100 | 50,646,600 | 2.02 |
| | オーストラリア | 投資証券 | MIRVAC GROUP | 222,893 | 175.06 | 39,020,438 | 225.47 | 50,257,245 | 2.00 |
| 15 | アメリカ | 投資証券 | SUN COMMUNITIES INC | 3,166 | 11,370.99 | 36,000,563 | 15,734.78 | 49,816,339 | 1.99 |
| 16 | アメリカ | 投資証券 | VEREIT INC | 44,732 | 880.52 | 39,387,690 | 1,028.40 | 46,002,550 | 1.83 |
| 17 | アメリカ | 投資証券 | DUKE REALTY CORP | 12,431 | 3,350.53 | 41,650,476 | 3,545.11 | 44,069,362 | 1.76 |
| 18 | アメリカ | 投資証券 | EQUINIX INC | 731 | 43,617.72 | 31,884,558 | 59,374.87 | 43,403,031 | 1.73 |
| 19 | アメリカ | 投資証券 | STORE CAPITAL CORP | 10,776 | 3,123.70 | 33,661,064 | 3,990.12 | 42,997,542 | 1.71 |
| 20 | アメリカ | 投資証券 | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 21,749 | 1,775.40 | 38,613,354 | 1,951.41 | 42,441,255 | 1.69 |

120/192

| 21 | アメリカ | 投資証券 | VICI PROPERTIES INC | 17,049 | 2,247.06 | 38,310,164 | 2,350.63 | 40,076,007 | 1.60 |
|----|------|------|------------------------------|--------|-----------|------------|-----------|------------|------|
| 22 | アメリカ | 投資証券 | ESSEX PROPERTY TRUST INC | 1,108 | 33,256.29 | 36,847,970 | 34,232.21 | 37,929,292 | 1.51 |
| 23 | イギリス | 投資証券 | SEGRO PLC | 37,069 | 804.01 | 29,804,068 | 1,006.31 | 37,303,157 | 1.49 |
| 24 | 日本 | | ラサールロジポート投資法人 投 資証券 | 247 | 111,074 | 27,435,394 | 145,400 | 35,913,800 | 1.43 |
| 25 | アメリカ | 投資証券 | HEALTHCARE TRUST OF AMERICA | 11,781 | 2,875.11 | 33,871,716 | 3,014.94 | 35,519,093 | 1.41 |
| 26 | アメリカ | 投資証券 | DOUGLAS EMMETT INC | 7,849 | 4,277.77 | 33,576,218 | 4,467.06 | 35,061,966 | 1.40 |
| 27 | アメリカ | 投資証券 | HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN | 9,558 | 3,282.16 | 31,370,902 | 3,601.54 | 34,423,536 | 1.37 |
| 28 | アメリカ | 投資証券 | CYRUSONE INC | 4,368 | 6,198.85 | 27,076,599 | 7,780.09 | 33,983,463 | 1.35 |
| 29 | イギリス | 投資証券 | UNITE GROUP PLC | 23,155 | 1,137.29 | 26,334,034 | 1,356.45 | 31,408,665 | 1.25 |
| 30 | アメリカ | 投資証券 | CROWN CASTLE INTL CORP | 2,007 | 13,632.96 | 27,361,366 | 15,537.83 | 31,184,439 | 1.24 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) | | |
|------|---------|--|--|
| 投資証券 | 98.66 | | |
| 合 計 | 98.66 | | |

(参考) ノムラ・ACIグローバルREITマザーファンド

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-----------|------|---------------------------------|----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 投資証券 | PROLOGIS INC | | 67,079 | 8,510.41 | 570,869,953 | 8,912.83 | 597,863,804 | 5.38 |
| 2 | アメリカ | 投資証券 | WELLTOWER INC | | 41,797 | 8,986.28 | 375,599,905 | 9,547.33 | 399,049,869 | 3.59 |
| 3 | アメリカ | 投資証券 | SUN COMMUNITIES INC | | 25,077 | 14,265.64 | 357,739,455 | 15,734.78 | 394,581,279 | 3.55 |
| 4 | アメリカ | | CAMDEN PROPERTY TRUST | | 33,083 | 11,597.75 | 383,688,442 | 11,529.61 | 381,434,352 | 3.43 |
| 5 | アメリカ | 投資証券 | EQUITY RESIDENTIAL | | 41,959 | 8,424.17 | 353,470,161 | 8,971.38 | 376,430,310 | 3.38 |
| 6 | アメリカ | 投資証券 | HCP INC | | 101,089 | 3,439.72 | 347,718,118 | 3,699.48 | 373,977,239 | 3.36 |
| 7 | アメリカ | 投資証券 | UDR INC | | 72,212 | 4,930.16 | 356,016,902 | 5,120.72 | 369,777,866 | 3.32 |
| 8 | アメリカ | | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | | 22,796 | 15,471.83 | 352,695,877 | 15,902.99 | 362,524,669 | 3.26 |

121/192

| 9 | アメリカ | 投資証券 | EQUINIX INC | | 5,931 | 55,038.75 | 326,434,858 | 59,374.87 | 352,152,361 | 3.17 |
|----|-------------|------|------------------------------------|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| 10 | オースト ラリア | 投資証券 | GOODMAN GROUP | | 336,581 | 1,089.44 | 366,687,363 | 1,037.19 | 349,099,861 | 3.14 |
| 11 | アメリカ | 投資証券 | AMERICOLD REALTY TRUST | | 90,611 | 3,629.22 | 328,847,380 | 3,850.65 | 348,911,990 | 3.14 |
| 12 | アメリカ | 投資証券 | KILROY REALTY CORP | | 39,583 | 8,370.94 | 331,347,306 | 8,237.87 | 326,079,798 | 2.93 |
| 13 | 日本 | 投資証券 | オリックス不動産投資 法人 投資証券 | | 1,420 | 207,300 | 294,366,000 | 224,100 | 318,222,000 | 2.86 |
| 14 | アメリカ | 投資証券 | REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC | | 67,650 | 4,468.12 | 302,268,738 | 4,683.17 | 316,816,816 | 2.85 |
| 15 | イギリス | 投資証券 | SEGRO PLC | | 309,813 | 975.19 | 302,127,655 | 1,006.31 | 311,770,027 | 2.80 |
| 16 | アメリカ | 投資証券 | HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN | | 84,403 | 3,714.38 | 313,505,609 | 3,601.54 | 303,980,933 | 2.73 |
| 17 | オースト ラリア | 投資証券 | CHARTER HALL GROUP | | 321,729 | 825.31 | 265,528,541 | 897.61 | 288,788,197 | 2.59 |
| 18 | 日本 | 投資証券 | インベスコ・オフィ ス・ジェイリート投資 法人 投資証券 | | 14,337 | 19,370 | 277,707,690 | 19,550 | 280,288,350 | 2.52 |
| 19 | アメリカ | 投資証券 | INVITATION HOMES INC | | 89,076 | 2,980.88 | 265,524,867 | 3,079.88 | 274,344,086 | 2.46 |
| 20 | アメリカ | 株式 | INTERXION HOLDING NV | 情報技術 サービス | 30,804 | 8,208.06 | 252,841,265 | 8,622.19 | 265,598,107 | 2.39 |
| 21 | アメリカ | 投資証券 | STORE CAPITAL CORP | | 64,706 | 3,630.28 | 234,901,285 | 3,990.12 | 258,184,756 | 2.32 |
| 22 | 日本 | 投資証券 | G L P投資法人 投資 証券 | | 1,967 | 125,607 | 247,069,149 | 131,000 | 257,677,000 | 2.31 |
| 23 | アメリカ | 投資証券 | RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES | | 29,736 | 8,097.34 | 240,782,728 | 8,475.28 | 252,020,944 | 2.26 |
| 24 | アメリカ | 投資証券 | AGREE REALTY CORP | | 30,019 | 6,989.09 | 209,805,763 | 7,920.62 | 237,769,212 | 2.14 |
| | シンガ ポール | 投資証券 | CAPITALAND COMMERCIAL TRUST | | 1,451,300 | 164.09 | 238,151,363 | 163.32 | 237,038,506 | 2.13 |
| 26 | アメリカ | 投資証券 | GAMING AND LEISURE PROPERTIE | | 54,037 | 4,170.03 | 225,336,354 | 4,139.16 | 223,668,048 | 2.01 |
| 27 | アメリカ | 投資証券 | ACADIA REALTY TRUST | | 74,975 | 2,926.52 | 219,415,944 | 2,902.09 | 217,584,917 | 1.95 |
| 28 | アメリカ | 投資証券 | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | | 100,049 | 2,002.91 | 200,389,661 | 1,951.41 | 195,236,799 | 1.75 |
| 29 | 香港 | 投資証券 | LINK REIT | | 151,000 | 1,324.43 | 199,989,232 | 1,213.83 | 183,289,311 | 1.65 |
| 30 | アメリカ | 投資証券 | EXTRA SPACE STORAGE | | 13,406 | 11,922.45 | 159,832,438 | 12,904.01 | 172,991,247 | 1.55 |

種類別及び業種別投資比率

122/192

| 種類 | 国内/国外 | 業種 | 投資比率(%) |
|------|-------|----------|---------|
| 株式 | 国外 | 不動産管理・開発 | 0.99 |
| | | 情報技術サービス | 2.94 |
| 投資証券 | | | 94.31 |
| 合 計 | | | 98.25 |

【投資不動産物件】

ノムラ・オールインワン・ファンド 該当事項はありません。

(参考) ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド 該当事項はありません。

(参考) ノムラ - A C I グローバルR E I T マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ・オールインワン・ファンド

該当事項はありません。

(参考) ノムラ СВ R E グローバルリート マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) ノムラ - A C I グローバル R E I T マザーファンド

123/192

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

ノムラ・オールインワン・ファンド

2019年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | | ————— 純資産総額 | (百万円) | 1口当たり純 | 資産額(円) |
|---------|---------------|----------------|--------|--------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第7計算期間 | (2010年 1月20日) | 54,263 | 54,263 | 0.7684 | 0.7684 |
| 第8計算期間 | (2010年 7月20日) | 42,953 | 42,953 | 0.7325 | 0.7325 |
| 第9計算期間 | (2011年 1月20日) | 37,299 | 37,299 | 0.7826 | 0.7826 |
| 第10計算期間 | (2011年 7月20日) | 31,809 | 31,809 | 0.7720 | 0.7720 |
| 第11計算期間 | (2012年 1月20日) | 25,760 | 25,760 | 0.7230 | 0.7230 |
| 第12計算期間 | (2012年 7月20日) | 23,914 | 23,914 | 0.7582 | 0.7582 |
| 第13計算期間 | (2013年 1月21日) | 24,915 | 24,915 | 0.8781 | 0.8781 |
| 第14計算期間 | (2013年 7月22日) | 24,794 | 24,794 | 0.9870 | 0.9870 |
| 第15計算期間 | (2014年 1月20日) | 23,495 | 23,541 | 1.0276 | 1.0296 |
| 第16計算期間 | (2014年 7月22日) | 21,141 | 21,222 | 1.0389 | 1.0429 |
| 第17計算期間 | (2015年 1月20日) | 19,715 | 19,927 | 1.1150 | 1.1270 |
| 第18計算期間 | (2015年 7月21日) | 17,895 | 18,127 | 1.1563 | 1.1713 |
| 第19計算期間 | (2016年 1月20日) | 14,123 | 14,137 | 1.0200 | 1.0210 |
| 第20計算期間 | (2016年 7月20日) | 13,413 | 13,426 | 1.0219 | 1.0229 |
| 第21計算期間 | (2017年 1月20日) | 13,208 | 13,294 | 1.0697 | 1.0767 |
| 第22計算期間 | (2017年 7月20日) | 12,345 | 12,436 | 1.0832 | 1.0912 |

| 第23計算期間 | (2018年 1月22日) | 11,459 | 11,592 | 1.1207 | 1.1337 |
|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第24計算期間 | (2018年 7月20日) | 10,722 | 10,801 | 1.0841 | 1.0921 |
| 第25計算期間 | (2019年 1月21日) | 9,697 | 9,697 | 1.0248 | 1.0248 |
| 第26計算期間 | (2019年 7月22日) | 9,464 | 9,517 | 1.0636 | 1.0696 |
| | 2018年 8月末日 | 10,622 | | 1.0777 | |
| | 9月末日 | 10,585 | | 1.0854 | |
| | 10月末日 | 10,034 | | 1.0414 | |
| | 11月末日 | 10,090 | | 1.0532 | |
| | 12月末日 | 9,520 | | 1.0040 | |
| | 2019年 1月末日 | 9,773 | | 1.0343 | |
| | 2月末日 | 9,961 | | 1.0639 | |
| | 3月末日 | 9,925 | | 1.0702 | |
| | 4月末日 | 9,890 | | 1.0859 | |
| | 5月末日 | 9,518 | | 1.0530 | |
| | 6月末日 | 9,557 | | 1.0638 | _ |
| | 7月末日 | 9,553 | | 1.0713 | |
| | 8月末日 | 9,208 | | 1.0415 | |
| | | | | | |

【分配の推移】

ノムラ・オールインワン・ファンド

| | 計算期間 | |
|---------|-------------------------|---------|
| 第7計算期間 | 2009年 7月22日~2010年 1月20日 | 0.0000円 |
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日~2010年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日~2011年 1月20日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日~2011年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日~2012年 1月20日 | 0.0000円 |

125/192

| 2012年 1月21日~2012年 7月20日 | 0.0000円 |
|-------------------------|---|
| 2012年 7月21日~2013年 1月21日 | 0.0000円 |
| 2013年 1月22日~2013年 7月22日 | 0.0000円 |
| 2013年 7月23日~2014年 1月20日 | 0.0020円 |
| 2014年 1月21日~2014年 7月22日 | 0.0040円 |
| 2014年 7月23日~2015年 1月20日 | 0.0120円 |
| 2015年 1月21日~2015年 7月21日 | 0.0150円 |
| 2015年 7月22日~2016年 1月20日 | 0.0010円 |
| 2016年 1月21日~2016年 7月20日 | 0.0010円 |
| 2016年 7月21日~2017年 1月20日 | 0.0070円 |
| 2017年 1月21日~2017年 7月20日 | 0.0080円 |
| 2017年 7月21日~2018年 1月22日 | 0.0130円 |
| 2018年 1月23日~2018年 7月20日 | 0.0080円 |
| 2018年 7月21日~2019年 1月21日 | 0.0000円 |
| 2019年 1月22日~2019年 7月22日 | 0.0060円 |
| | 2012年 7月21日~2013年 1月21日 2013年 1月22日~2013年 7月22日 2013年 7月23日~2014年 1月20日 2014年 1月21日~2014年 7月22日 2014年 7月23日~2015年 1月20日 2015年 1月21日~2015年 7月21日 2015年 7月22日~2016年 1月20日 2016年 1月21日~2016年 7月20日 2016年 7月21日~2017年 1月20日 2017年 7月21日~2017年 7月20日 2017年 7月21日~2018年 1月22日 2018年 1月23日~2018年 7月20日 2018年 7月21日~2018年 1月22日 |

【収益率の推移】

ノムラ・オールインワン・ファンド

| | 計算期間 | 収益率 |
|---------|-------------------------|-------|
| 第7計算期間 | 2009年 7月22日~2010年 1月20日 | 11.4% |
| 第8計算期間 | 2010年 1月21日~2010年 7月20日 | 4.7% |
| 第9計算期間 | 2010年 7月21日~2011年 1月20日 | 6.8% |
| 第10計算期間 | 2011年 1月21日~2011年 7月20日 | 1.4% |
| 第11計算期間 | 2011年 7月21日~2012年 1月20日 | 6.3% |
| 第12計算期間 | 2012年 1月21日~2012年 7月20日 | 4.9% |
| 第13計算期間 | 2012年 7月21日~2013年 1月21日 | 15.8% |

126/192

| 第14計算期間 | 2013年 1月22日~2013年 7月22日 | 12.4% |
|---------|-------------------------|-------|
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日~2014年 1月20日 | 4.3% |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日~2014年 7月22日 | 1.5% |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日~2015年 1月20日 | 8.5% |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日~2015年 7月21日 | 5.0% |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日~2016年 1月20日 | 11.7% |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日~2016年 7月20日 | 0.3% |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日~2017年 1月20日 | 5.4% |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日~2017年 7月20日 | 2.0% |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日~2018年 1月22日 | 4.7% |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日~2018年 7月20日 | 2.6% |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日~2019年 1月21日 | 5.5% |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日~2019年 7月22日 | 4.4% |
| | | |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

ノムラ・オールインワン・ファンド

| | | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---------|-------------------------|-------------|----------------|----------------|
| | 第7計算期間 | 2009年 7月22日~2010年 1月20日 | 122,235,578 | 17,427,420,774 | 70,622,682,328 |
| | 第8計算期間 | 2010年 1月21日~2010年 7月20日 | 61,779,617 | 12,045,258,507 | 58,639,203,438 |
| | 第9計算期間 | 2010年 7月21日~2011年 1月20日 | 39,408,222 | 11,018,078,890 | 47,660,532,770 |
| Ī | 第10計算期間 | 2011年 1月21日~2011年 7月20日 | 78,171,464 | 6,532,727,637 | 41,205,976,597 |
| Ī | 第11計算期間 | 2011年 7月21日~2012年 1月20日 | 33,594,489 | 5,608,962,599 | 35,630,608,487 |
| Ī | 第12計算期間 | 2012年 1月21日~2012年 7月20日 | 24,385,100 | 4,112,303,680 | 31,542,689,907 |
| | 第13計算期間 | 2012年 7月21日~2013年 1月21日 | 20,755,353 | 3,188,990,901 | 28,374,454,359 |

127/192

| 第14計算期間 | 2013年 1月22日~2013年 7月22日 | 35,767,308 | 3,288,497,656 | 25,121,724,011 |
|---------|---------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 第15計算期間 | 2013年 7月23日~2014年 1月20日 | 17,019,782 | 2,275,121,530 | 22,863,622,263 |
| 第16計算期間 | 2014年 1月21日~2014年 7月22日 | 43,591,131 | 2,558,236,318 | 20,348,977,076 |
| 第17計算期間 | 2014年 7月23日~2015年 1月20日 | 70,294,449 | 2,737,546,011 | 17,681,725,514 |
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日~2015年 7月21日 | 143,711,172 | 2,349,851,912 | 15,475,584,774 |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日~2016年 1月20日 | 168,092,435 | 1,797,166,905 | 13,846,510,304 |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日~2016年 7月20日 | 26,216,966 | 746,561,542 | 13,126,165,728 |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日~2017年 1月20日 | 23,339,896 | 801,651,571 | 12,347,854,053 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日~2017年 7月20日 | 64,595,548 | 1,014,741,411 | 11,397,708,190 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日~2018年 1月22日 | 68,246,407 | 1,240,762,764 | 10,225,191,833 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日~2018年 7月20日 | 86,156,359 | 421,266,246 | 9,890,081,946 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日 ~ 2019年 1月21日 | 57,739,527 | 484,525,967 | 9,463,295,506 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日 | 19,810,354 | 585,084,348 | 8,898,021,512 |
| | | | | |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

128/192



運用実績 (2019年8月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)

- 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) - 純資産総額 (右軸) (白万円) 100,000 80,000 5,000 40,000 2,500 0 2009年8月 2011年8月 2013年8月 2015年8月 2017年8月

● 分配の推移

| (1万口あ | たり、課税 | (前) |
|---------|-------|-----|
| 2019年7月 | 60 | 円 |
| 2019年1月 | 0 | 円 |
| 2018年7月 | 80 | 円 |
| 2018年1月 | 130 | 円 |
| 2017年7月 | 80 | 円 |
| 設定来累計 | 910 | 円 |

主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄 | 投資比率(%) |
|----|--|---------|
| 1 | ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用) | 9.8 |
| 2 | コモディティ・オーブン (適格機関投資家専用) | 9.7 |
| 3 | インベスコ・ファンズ-グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクト・ファンド (Cアキュミュレーション 日本円ヘッジ・シェアクラス) | 7.6 |
| 4 | ノムラーACIグローバルREITマザーファンド | 6.3 |
| 5 | ノムラスマートプレミアムF (適格機関投資家専用) | 6.3 |
| 6 | ブラックロック世界REITファンドFB(適格機関投資家専用) | 6.2 |
| 7 | グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用) | 5.7 |
| 8 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II − 米国ハイ・イールド・ボンドFD | 5.2 |
| 9 | ブラックロック・ストラデジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシファイド・エ クイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円へッジ | 3.8 |
| 10 | ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド | 3.1 |

■ 年間収益率の推移 (暦年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売 会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する 取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が

あるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得の申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じて

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類

ご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を 行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法 により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーション による評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 | |
|--------|--------------------------------------|--|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額計算日の前営業日 の基準価額で評価します。 | |

マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2006年7月27日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しま す。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公

告を行ないません。

- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に 受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、 委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られた る受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- ()委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から() までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間 終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく 投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に お支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(2019年1月22日から2019年7月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラ・オールインワン・ファンド】

(1)【貸借対照表】

| | | (単位:円 <u>)</u> |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| | 第25期 (2019年 1月21日現在) | 第26期 (2019年 7月22日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 167,238,452 | 184,641,232 |
| 投資信託受益証券 | 8,661,529,115 | 8,544,292,703 |
| 親投資信託受益証券 | 940,028,586 | 866,936,548 |
| 未収入金 | 1,884,455 | - |
| 未収配当金 | 4,894,225 | - |
| 流動資産合計 | 9,775,574,833 | 9,595,870,483 |
| 資産合計 | 9,775,574,833 | 9,595,870,483 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | - | 53,388,129 |
| 未払解約金 | 13,274,528 | 17,642,878 |
| 未払受託者報酬 | 1,677,268 | 1,579,846 |
| 未払委託者報酬 | 62,618,073 | 58,980,863 |
| 未払利息 | 332 | 317 |
| その他未払費用 | 167,672 | 157,926 |
| 流動負債合計 | 77,737,873 | 131,749,959 |
| 負債合計 | 77,737,873 | 131,749,959 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,463,295,506 | 8,898,021,512 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 234,541,454 | 566,099,012 |
| (分配準備積立金) | 1,156,810,796 | 1,086,995,417 |
| 元本等合計 | 9,697,836,960 | 9,464,120,524 |
| 純資産合計 | 9,697,836,960 | 9,464,120,524 |
| 負債純資産合計 | 9,775,574,833 | 9,595,870,483 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | | <u>(単位:円)</u> |
|--|--|--|
| | 第25期 自 2018年 7月21日 至 2019年 1月21日 | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 |
| | | |
| 受取配当金 | 50,979,092 | 48,329,801 |
| 有価証券売買等損益 | 562,810,233 | 435,847,128 |
| その他収益 | 2,113,405 | 140 |
| 営業収益合計 | 509,717,736 | 484,177,069 |
| 三年, 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | | |
| 支払利息 | 48,821 | 41,644 |
| 受託者報酬 | 1,677,268 | 1,579,846 |
| 委託者報酬 | 62,618,073 | 58,980,863 |
| その他費用 | 167,672 | 157,926 |
| 営業費用合計 | 64,511,834 | 60,760,279 |
| 営業利益又は営業損失() | 574,229,570 | 423,416,790 |
| 経常利益又は経常損失() | 574,229,570 | 423,416,790 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 574,229,570 | 423,416,790 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() | 11,648,913 | 26,265,961 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 832,073,317 | 234,541,454 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,585,985 | 1,227,892 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 4,585,985 | 1,227,892 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 39,537,191 | 13,433,034 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 39,537,191 | 13,433,034 |
| 分配金 | | 53,388,129 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 234,541,454 | 566,099,012 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 |
|--------------------|--|
| | 原則として時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 |
| | に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| | 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 |
| | 親投資信託受益証券 |
| | 基準価額で評価しております。 |
| 2.費用・収益の計上基準 | 受取配当金 |
| | 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま |
| | इ . |
| | 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 |
| | 配金額を計上しております。 |
| | 有価証券売買等損益 |
| | 約定日基準で計上しております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 |
| 足説明 | 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 |
| | 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること |
| | もあります。 |
| 4 . その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 1月22日から2019年 7月 |
| | 22日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 第25期 | | | 第26期 | |
|-----|----------------------------|----------------|-----|-------------------|----------------|
| | 2019年 1月21日現在 | | | 2019年 7月22日現在 | |
| 1. | 計算期間の末日における受益権の総数 | | 1 . | 計算期間の末日における受益権の総 | 数 |
| | | 9,463,295,506□ | | | 8,898,021,512口 |
| 2 . | 計算期間の末日における1単位当たり σ | 純資産の額 | 2 . | 計算期間の末日における1単位当たり |)の純資産の額 |
| | 1口当たり純資産額 | 1.0248円 | | 1口当たり純資産額 | 1.0636円 |
| | (10,000口当たり純資産額) | (10,248円) | | (10,000口当たり純資産額) | (10,636円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第25期 | 第26期 |
|---------------|---------------|
| 自 2018年 7月21日 | 自 2019年 1月22日 |
| 至 2019年 1月21日 | 至 2019年 7月22日 |
| 1.運用の外部委託費用 | 1.運用の外部委託費用 |

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの投資対象である下記マザーファンドにおいて、 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託す る為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

野村世界REITマザーファンド

支払金額 1,136,589円

ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

支払金額 5,982,900円

ノムラ - ACIグローバルREITマザーファンド

支払金額 30,736,559円

2.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|------------------|----------------|----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | А | 4,023,087円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 | В | 0円 |
| 後の有価証券売買等損益額 | | |
| 収益調整金額 | С | 217,230,704円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,152,787,709円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,374,041,500円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 9,463,295,506□ |
| 10,000口当たり収益分配対象 | G=E/F × 10,000 | 1,451円 |
| 額 | | |
| 10,000口当たり分配金額 | Н | 0円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 0円 |

当ファンドの投資対象である下記マザーファンドにおいて、 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託す る為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

野村世界REITマザーファンド

支払金額 472,216円

ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

支払金額 5,913,916円

ノムラ - ACIグローバルREITマザーファンド

支払金額 26,995,545円

2.分配金の計算過程

| Α | 53,956,276円 |
|------------|----------------------------------|
| В | 0円 |
| | |
| С | 206,667,250円 |
| D | 1,086,427,270円 |
| A+B+C+D | 1,347,050,796円 |
| F | 8,898,021,512□ |
| F×10,000 | 1,513円 |
| | |
| Н | 60円 |
| × H/10,000 | 53,388,129円 |
| | B C D -A+B+C+D F F × 10,000 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第25期 | 第26期 | |
|---------------|---------------|--|
| 自 2018年 7月21日 | 自 2019年 1月22日 | |
| 至 2019年 1月21日 | 至 2019年 7月22日 | |

1.金融商品に対する取組方針

|当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 |同左 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変 動リスク、商品(コモディティ)市況の変動リスク、為替変 動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに さらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

1.金融商品に対する取組方針

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第25期 | 第26期 |
|----------------------------|---------------------|
| 2019年 1月21日現在 | 2019年 7月22日現在 |
| 1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 |
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し | 同左 |
| ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ | |
| h. | |
| 2 . 時価の算定方法 | 2.時価の算定方法 |
| 投資信託受益証券 | 同左 |
| (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して | |
| おります。 | |
| 親投資信託受益証券 | |
| (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して | |
| おります。 | |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 | |
| これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 | |
| 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお | |
| ります。 | |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第25期 | 第26期 |
|-----------------------------|---------------|
| 自 2018年 7月21日 | 自 2019年 1月22日 |
| 至 2019年 1月21日 | 至 2019年 7月22日 |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 | 同左 |
| の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない | |
| ため、該当事項はございません。 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| | | | | 13154577 | HUE (LIEITE |
|-----------|---------------|--------------|-----------|---------------|----------------|
| | 第25期 | | | 第26期 | |
| | 自 2018年 7月21日 | | | 自 2019年 1月22日 | |
| | 至 2019年 1月21日 | | | 至 2019年 7月22日 | |
| 期首元本額 | 9,8 | 390,081,946円 | 期首元本額 | | 9,463,295,506円 |
| 期中追加設定元本額 | | 57,739,527円 | 期中追加設定元本額 | | 19,810,354円 |
| 期中一部解約元本額 | 4 | 184,525,967円 | 期中一部解約元本額 | | 585,084,348円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第25期 自 2018年 7月21日 至 2019年 1月21日 | 第26期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日 | |
|-----------|--|--|--|
| | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) | |
| 投資信託受益証券 | 508,649,435 | 231,556,308 | |
| 親投資信託受益証券 | 22,687,447 | 105,095,974 | |
| 合計 | 531,336,882 | 336,652,282 | |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年7月22日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|----|---|--------|-------------|----|
| 投資信託受益証 券 | | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格 機関投資家専用) | 3,717 | 69,136,200 | |
| | | 野村日本小型株ファンドF(適格機関 投資家専用) | 8,565 | 268,144,455 | |
| | | アムンディ・ターゲット・ジャパ ン・ファンドF(適格機関投資家専 用) | 6,302 | 206,232,950 | |
| | | アライアンス・バーンスタイン・新 興国債券FD(適格機関投資家専用) | 10,333 | 99,176,134 | |
| | | GIMエマージング株式フォーカスFB (適格機関投資家専用) | 4,315 | 86,709,925 | |

| | | 有価証券届出書(内国投 | 資信託 |
|--|---------------|-------------|-----|
| グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用) | 46,242 | 559,343,232 | |
| キャピタル・インターナショナル・ ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用) | 9,442 | 121,150,302 | |
| 野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用) | 22,117 | 276,418,266 | |
| ストラテジック・バリュー・オープ ンF(適格機関投資家専用) | 8,495 | 119,703,045 | |
| 野村海外株式ファンドFB(適格機関 投資家専用) | 3,319 | 77,594,901 | |
| ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM型)FD(適格機関投資家専用) | 72,589 | 868,019,262 | |
| グローバル・エクイティ(除く日 本)・ファンドFB(適格機関投資家 専用) | 3,376 | 112,224,992 | |
| ノムラ - アカディアン新興国株ファ ンドFB (適格機関投資家専用) | 6,136 | 131,905,592 | |
| SMAM・ニュー ファンドF(適格機関 投資家専用) | 17,660 | 192,370,380 | |
| 野村ジャパンドリームF(適格機関 投資家専用) | 10,756 | 193,737,072 | |
| ノムラスマートプレミアムF(適格機 関投資家専用) | 54,544 | 575,930,096 | |
| スパークス・厳選投資・日本株ファ ンドF(適格機関投資家専用) | 8,560 | 119,523,280 | |
| SJAMバリュー日本株F(適格機関投資 家専用) | 8,565 | 89,392,905 | |
| 日本株式LS2・F(適格機関投資家専 用) | 9,458 | 85,443,572 | |
| ブラックロック世界REITファンドFB (適格機関投資家専用) | 47,845 | 579,355,105 | |
| イーストスプリング・ジャパン・ フォーカス・バリュー株式ファンドF (適格機関投資家専用) | 5,849 | 53,389,672 | |
| コモディティ・オープン(適格機関 投資家専用) | 1,285,752,069 | 883,568,821 | |
| ティー・ロウ・プライス 海外株式 ファンドFB(適格機関投資家専用) | 8,984 | 88,681,064 | |
| ウエリントン・海外債券ファンド (カスタムBM型) (ケイマン) FD | 25,662 | 333,169,746 | |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 米国ハイ・イールド・ ボンドFD | 39,862 | 485,319,850 | |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国債券FD | 9,407 | 105,791,122 | |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国現地通貨建債券 FD | 18,657 | 122,669,775 | |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国株式FD | 4,681 | 85,479,741 | |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 欧州ハイ・イールド・ ボンドFD | 8,769 | 107,499,171 | |
| | | | |

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| I | 1 | 1.7. ラ・ロールド(除くロオンテク | l 40 000l | 有価証券届出書(内国投資係 | 言託 |
|---------------|-----|--|---------------|---------------|----|
| | | ノムラ・ワールド (除く日本)エク イティ・ファンドFB | 10,008 | 108,316,584 | |
| | | A B グローバル・コア・エクイ ティ・ファンド F B | 15,913 | 199,167,108 | |
| | | インベスコ・ファンズ - グローバ ル・ターゲティッド・リターンズ・ セレクト・ファンド (Cアキュミュ レーション 日本円へッジ・シェア クラス) | 71,835 | 701,325,105 | |
| | | ジュピターグローバル新興国株アン コンストレインド型 (為替ヘッジな し) | 10,252 | 86,004,028 | |
| | | ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・アメリカズ・ダイバーシファイド・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド クラスI2 円へッジ | 35,000 | 352,399,250 | |
| | 小計 | 銘柄数:34 | 1,286,379,284 | 8,544,292,703 | |
| | | 組入時価比率:90.3% | | 90.8% | |
| | 合計 | | | 8,544,292,703 | |
| 親投資信託受益 証券 | 日本円 | ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド | 222,909,363 | 288,667,625 | |
| | | ノムラ - ACIグローバルREIT マザーファンド | 435,640,292 | 578,268,923 | |
| | 小計 | 銘柄数:2 | 658,549,655 | 866,936,548 | |
| | | 組入時価比率:9.2% | | 9.2% | |
| | 合計 | • | | 866,936,548 | |
| | 合計 | | | 9,411,229,251 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」および「ノムラ - ACIグローバルREITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)(2019年 7月22日現在)資産の部
流動資産
預金
コール・ローン
投資証券
未収入金86,227,754
19,098,525
2,394,786,836
62,415,342

| | (2019年 7月22日現在) |
|-----------------|-----------------|
| 未収配当金 | 2,178,593 |
| 流動資産合計 | 2,564,707,050 |
| 資産合計 | 2,564,707,050 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 309,400 |
| 未払解約金 | 86,000,000 |
| 未払利息 | 32 |
| 流動負債合計 | 86,309,432 |
| 負債合計 | 86,309,432 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,913,884,197 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 564,513,421 |
| 元本等合計 | 2,478,397,618 |
| 純資産合計 | 2,478,397,618 |
| 負債純資産合計 | 2,564,707,050 |
| | |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資証券 |
|--------------------|---------------------------------------|
| | 原則として時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 |
| | に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| | 為替予約取引 |
| | 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 |
| 算基準 | 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.費用・収益の計上基準 | 受取配当金 |
| | 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま |
| | इ . |
| | 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 |
| | 配金額を計上しております。 |
| | 有価証券売買等損益 |
| | 約定日基準で計上しております。 |
| | 為替差損益 |
| | 約定日基準で計上しております。 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 |
| 足説明 | 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 |
| | 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること |
| | もあります。 |
| | また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ |
| | る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 |
| | 引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |

(貸借対照表に関する注記)

2019年 7月22日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 1.2950円

(10,000口当たり純資産額)

(12,950円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 1月22日

至 2019年 7月22日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 | 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年 7月22日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2019年 7月22日現在 | |
|----------------------------------|----------------|
| | |
| 期首 | 2019年 1月22日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 2,212,819,525円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 1,294,116円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 300,229,444円 |
| 期末元本額 | 1,913,884,197円 |
| 期末元本額の内訳 * | |
| ノムラ・オールインワン・ファンド | 222,909,363円 |
| ノムラ・グローバル・オールスターズ | 1,690,974,834円 |

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年7月22日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備者 |
|---------|-----|---------------------------------------|--------|-------------|----|
| 投資証券 日本 | 日本円 | M C U B S M i d C i t y 投資法 人 投資証券 | 77 | 8,254,400 |) |
| | | 森ヒルズリート投資法人 投資証券 | 180 | 29,268,000 | |
| | | 日本プロロジスリート投資法人 投資証券 | 112 | 28,716,800 |) |
| | | イオンリート投資法人 投資証券 | 121 | 17,266,700 | |
| | | ケネディクス商業リート投資法人 投資証券 | 46 | 12,033,600 |) |
| | | ラサールロジポート投資法人 投資 証券 | 257 | 33,795,500 | |
| | | 三菱地所物流リート投資法人 投資 証券 | 53 | 16,112,000 |) |
| | | オリックス不動産投資法人 投資証 券 | 234 | 48,274,200 |) |
| | | ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券 | 343 | 31,144,400 |) |
| | 小計 | 銘柄数:9 | 1,423 | 224,865,600 | |
| | | 組入時価比率:9.1% | | 9.4% | o |
| | 米ドル | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | 3,042 | 430,686.36 | 5 |
| | | AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES | 7,369 | 352,090.82 | |
| | | AMERICOLD REALTY TRUST | 7,511 | 249,214.98 | 8 |
| | | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 1,487 | 307,556.21 | |
| | | BRANDYWINE REALTY TRUST | 13,439 | 192,849.65 | |
| | | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 18,623 | 330,372.02 | |

| | | | 有価証券届出書(内国投資 | 資信部 |
|-----------|--------------------------------|---------|-----------------|-----|
| | CAMDEN PROPERTY TRUST | 4,725 | 501,322.50 | |
| | COLUMBIA PROPERTY TRUST INC | 12,838 | 266,388.50 | |
| | COUSINS PROPERTIES INC | 5,503 | 200,859.50 | |
| | CROWN CASTLE INTL CORP | 1,717 | 215,449.16 | |
| | CUBESMART | 12,911 | 429,936.30 | |
| | CYRUSONE INC | 2,820 | 164,152.20 | |
| | DOUGLAS EMMETT INC | 2,728 | 108,438.00 | |
| | DUKE REALTY CORP | 10,673 | 351,782.08 | |
| | EQUINIX INC | 708 | 358,679.88 | |
| | EQUITY RESIDENTIAL | 10,401 | 802,437.15 | |
| | EXTRA SPACE STORAGE INC | 5,546 | 602,794.74 | |
| | HCP INC | 19,664 | 624,135.36 | |
| | HEALTHCARE TRUST OF AMERICA | 9,849 | 268,779.21 | |
| | HOST HOTELS & RESORTS INC | 17,229 | 304,436.43 | |
| | HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN | 12,373 | 422,661.68 | |
| | INVITATION HOMES INC | 19,089 | 515,975.67 | |
| | LIBERTY PROPERTY TRUST | 4,207 | 213,589.39 | |
| | MGM GROWTH PROPERTIES LLC-A | 6,397 | 188,839.44 | |
| | NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC | 3,026 | 124,368.60 | |
| | PEBBLEBROOK HOTEL TRUST | 5,502 | 147,343.56 | |
| | PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A | 13,875 | 277,916.25 | |
| | PROLOGIS INC | 12,860 | 1,038,316.40 | |
| | QTS REALTY TRUST INC CL A | 4,167 | 185,889.87 | |
| | REGENCY CENTERS CORP | 5,324 | 346,113.24 | |
| | RETAIL PROPERTIES OF AME-A | 11,514 | 132,180.72 | |
| | RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES | 1,478 | 111,367.30 | |
| | SIMON PROPERTY GROUP INC | 2,536 | 396,731.84 | |
| | SPIRIT REALTY CAPITAL INC | 6,599 | 287,716.40 | |
| | STAG INDUSTRIAL INC | 8,715 | · | |
| | STORE CAPITAL CORP | 10,349 | 347,726.40 | |
| | SUN COMMUNITIES INC | 2,752 | 361,585.28 | |
| | TAUBMAN CENTERS INC | 7,737 | 308,551.56 | |
| | VEREIT INC | 34,672 | 305,807.04 | |
| | VICI PROPERTIES INC | 17,373 | 375,951.72 | |
| | VORNADO REALTY TRUST | 2,035 | 130,077.20 | |
| | WELLTOWER INC | 9,063 | 752,682.15 | |
| 小計 | 金柄数:42 | 370,426 | | |
| | | | (1,543,577,173) | |
| | 組入時価比率:62.3% | | 64.5% | |
| カナダドル | ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT | 2,509 | 120,432.00 | |
| - · · | CAN APARTMENT PROP REAL ESTA | 5,151 | 250,338.60 | |
| | KILLAM APARTMENT REAL ESTATE | 4,465 | 86,799.60 | |

| ī | | | 有伽祉分庙山青(内国投 |
|----------|---------------------------------|---------|--------------------|
| 小計 | 銘柄数:3 | 12,125 | 457,570.20 |
| | | | (37,809,025) |
| | 組入時価比率:1.5% | | 1.6% |
| ユーロ | ALSTRIA OFFICE REIT-AG | 9,654 | 139,693.38 |
| | GECINA SA | 1,307 | 178,144.10 |
| | GREEN REIT PLC | 65,958 | 121,032.93 |
| | HIBERNIA REIT PLC | 126,708 | 192,089.32 |
| | INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA | 25,114 | 247,498.47 |
| | MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA | 16,009 | 199,151.96 |
| | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | 279 | 35,712.00 |
| | WAREHOUSES DE PAUW SCA | 1,373 | 218,307.00 |
| 小計 | 銘柄数:8 | 246,402 | 1,331,629.16 |
| | | | (161,220,342) |
| | 組入時価比率:6.5% | | 6.7% |
| 英ポンド | BIG YELLOW GROUP PLC | 13,417 | 135,377.53 |
| | SAFESTORE HOLDINGS PLC | 24,694 | 157,300.78 |
| l | SEGRO PLC | 41,906 | 314,965.49 |
| l | TRITAX BIG BOX REIT PLC | 107,552 | 171,330.33 |
| | UNITE GROUP PLC | 22,005 | 230,172.30 |
| 小計 | 銘柄数:5 | 209,574 | 1,009,146.43 |
| | | | (136,244,859) |
| | 組入時価比率:5.5% | | 5.7% |
| 豪ドル | DEXUS | 24,848 | 338,181.28 |
| | GOODMAN GROUP | 59,137 | 897,108.29 |
| l | INGENIA COMMUNITIES GROUP | 38,033 | 123,607.25 |
| | MIRVAC GROUP | 189,641 | 608,747.6 |
| 小計 | 銘柄数:4 | 311,659 | 1,967,644.43 |
| | | | (149,560,653) |
| | 組入時価比率:6.0% | | 6.2% |
| 香港ドル | LINK REIT | 59,914 | 5,823,640.80 |
| 小計 | 銘柄数:1 | 59,914 | 5,823,640.80 |
| | | | (80,599,188) |
| | 組入時価比率:3.3% | | 3.49 |
| シンガポールドル | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 87,430 | 201,963.30 |
| | MAPLETREE LOGISTICS TRUST | 187,851 | 302,440.1 |
| | MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL | 182,918 | 263,401.92 |
| 小計 | 銘柄数:3 | 458,199 | 767,805.33 |
| | | | (60,909,996) |
| | 組入時価比率:2.5% | | 2.5% |
| 合計 | | | 2,394,786,836 |
| | | | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

- (注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

| | 2019年 7月22日現在 | | | | | |
|-----------|---------------|-------|------------|-----------|--|--|
| 種類 | 契約額等 (円) | | 時価 (田) | **/在提子(B) | | |
| | | うち1年超 | 時価(円) | 評価損益(円) | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | |
| 売建 | 75,269,600 | - | 75,579,000 | 309,400 | | |
| 米ドル | 75,269,600 | - | 75,579,000 | 309,400 | | |
| 合計 | 75,269,600 | - | 75,579,000 | 309,400 | | |

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

ノムラ - A C I グローバル R E I T マザーファンド

貸借対照表

| | (単位:円 <u>)</u> |
|----------|-----------------|
| | (2019年 7月22日現在) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 54,022,336 |
| コール・ローン | 73,347,741 |
| 株式 | 479,186,906 |
| 投資証券 | 10,493,869,670 |
| 派生商品評価勘定 | 48,463 |
| 未収入金 | 248,546,430 |
| 未収配当金 | 10,540,827 |
| 流動資産合計 | 11,359,562,373 |
| 資産合計 | 11,359,562,373 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 26,509 |
| 未払金 | 188,437,414 |
| 未払解約金 | 12,900,000 |
| 未払利息 | 126 |
| 流動負債合計 | 201,364,049 |
| 負債合計 | 201,364,049 |
| 純資産の部 | |

| | (2019年 7月22日現在) |
|----------------|-----------------|
| 元本等 | |
| 元本 | 8,406,094,290 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 2,752,104,034 |
| 元本等合計 | 11,158,198,324 |
| 純資産合計 | 11,158,198,324 |
| 負債純資産合計 | 11,359,562,373 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式 |
|--------------------|--|
| | 原則として時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 |
| | に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| | 投資証券 |
| | 原則として時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 |
| | に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| | 為替予約取引 |
| | 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 |
| 算基準 | 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3 .費用・収益の計上基準 | 受取配当金 |
| | 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま |
| | す 。 |
| | 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 |
| | 配金額を計上しております。 |
| | 有価証券売買等損益 |
| | 約定日基準で計上しております。 |
| | 為替差損益 |
| | 約定日基準で計上しております。 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 |
| 足説明 | 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 |
| | 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること |
| | もあります。 また、デリバニ・ブロスト門オス却の顔等は、 |
| | また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 |
| | 同の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |
| | コムルシンンへいどにころいる この こはのうな にい。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 2019年 7月22日現在 | |
|----|-------------------------|-----------|
| 1. | 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| | 1口当たり純資産額 | 1.3274円 |
| | (10,000口当たり純資産額) | (13,274円) |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりま す。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 - 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年 7月22日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 期首 | 2019年 1月22日 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 10,583,492,422円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 271,053,126円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 2,448,451,258円 |
| 期末元本額 | 8,406,094,290円 |
| 期末元本額の内訳 * | |
| ノムラ・オールインワン・ファンド | 435,640,292円 |
| ノムラ・ACIグローバルREITファンドF(適格機関投資家専用) | 2,262,814,203円 |
| ノムラ・ACIグローバルREITファンドFB(適格機関投資家専用) | 5,707,639,795円 |

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年7月22日現在)

| 4壬 米五 | 種類 通貨 銘柄 | 海华 | +# -\` *# | 評価額 | | |
|-------|----------|------------------------------|----------------------|-------|---------------|----|
| 作里采貝 | | <u></u> | 株式数 | 単価 | 金額 | 備考 |
| 株式 | 米ドル | INTERXION HOLDING NV | 30,804 | 75.50 | 2,325,702.00 | |
| | 小計 | 銘柄数:1 | | | 2,325,702.00 | |
| | | | | | (251,129,301) | |
| | | 組入時価比率:2.3% | | | 52.4% | Ď |
| | ユーロ | AROUNDTOWN SA | 110,661 | 7.32 | 810,923.80 | |
| | | SHURGARD SELF STORAGE EUROPE | 14,399 | 33.35 | 480,206.65 | 5 |
| | 小計 | 銘柄数:2 | | | 1,291,130.45 | 5 |
| | | | | | (156,317,163) | |
| | | 組入時価比率:1.4% | | | 32.6% | |
| | 豪ドル | NEXTDC LTD | 140,870 | 6.70 | 943,829.00 | |
| | 小計 | 銘柄数:1 | | | 943,829.00 | |
| | | | | | (71,740,442) | |
| | | 組入時価比率:0.6% | | _ | 15.0% | |
| | 合計 | | | | 479,186,906 | 6 |
| | | | | | (479,186,906) | |

- (注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券(2019年7月22日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備者 |
|------|------|--------------------------------|---------|---------------|----|
| 设資証券 | 投資証券 | アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券 | 505 | 174,730,000 | |
| | | G L P投資法人 投資証券 | 1,842 | 228,039,600 | |
| | | インベスコ・オフィス・ジェイリー ト投資法人 投資証券 | 14,633 | 280,368,280 | |
| | | オリックス不動産投資法人 投資証券 | 1,449 | 298,928,700 |) |
| | | インヴィンシブル投資法人 投資証券 | 347 | 21,375,200 |) |
| | | ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券 | 1,172 | 106,417,600 |) |
| | 小計 | 銘柄数:6 | 19,948 | 1,109,859,380 | |
| | | 組入時価比率:9.9% | | 10.6% |) |
| | 米ドル | ACADIA REALTY TRUST | 27,359 | 733,768.38 | 8 |
| | | AGREE REALTY CORP | 30,640 | 1,935,222.40 | |
| | | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | 23,267 | 3,294,141.86 | |
| | | AMERICOLD REALTY TRUST | 92,484 | 3,068,619.12 | |
| | | BOSTON PROPERTIES | 12,464 | 1,596,264.48 | 3 |
| | | CAMDEN PROPERTY TRUST | 35,245 | 3,739,494.50 | |
| | | CARETRUST REIT INC ACQUIRES | 29,310 | 678,819.60 | |
| | | COUSINS PROPERTIES INC | 21,138 | 771,537.00 | |
| | | CYRUSONE INC | 16,121 | 938,403.41 | |
| | | EQUINIX INC | 6,197 | 3,139,462.17 | |
| | | EQUITY RESIDENTIAL | 43,630 | 3,366,054.50 | |
| | | ESSENTIAL PROPERTIES REALTY | 36,437 | 752,059.68 | 3 |
| | | EXTRA SPACE STORAGE INC | 13,683 | 1,487,205.27 | |
| | | GAMING AND LEISURE PROPERTIE | 55,154 | 2,077,099.64 | |
| | | HCP INC | 103,179 | 3,274,901.46 | |
| | | HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN | 61,283 | 2,093,427.28 | 3 |
| | | INVITATION HOMES INC | 98,390 | 2,659,481.70 | |
| | | KILROY REALTY CORP | 15,478 | 1,179,114.04 | |
| | | PROLOGIS INC | 68,466 | 5,527,944.84 | |
| | | REGENCY CENTERS CORP | 30,262 | 1,967,332.62 | |
| | | REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC | 69,048 | 2,840,634.72 | |
| | | RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES | 32,412 | 2,442,244.20 | |

| _ | | | 有伽祉分油山青 (內国投) | 可信用 |
|------------|---------------------------------|-----------|-----------------|-----|
| | SBA COMMUNICATIONS CORP | 5,741 | 1,311,244.40 | |
| | SPIRIT REALTY CAPITAL INC | 21,676 | 945,073.60 | |
| | STORE CAPITAL CORP | 66,044 | 2,219,078.40 | |
| | SUN COMMUNITIES INC | 29,899 | 3,928,429.61 | |
| | UDR INC | 72,212 | 3,280,591.16 | |
| | VICI PROPERTIES INC | 53,097 | 1,149,019.08 | |
| | WELLTOWER INC | 43,847 | 3,641,493.35 | |
| 小計 | 銘柄数:29 | 1,214,163 | 66,038,162.47 | |
| | | | (7,130,800,783) | |
| | 組入時価比率:63.9% | | 67.9% | |
| カナダドル | ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT | 17,874 | 857,952.00 | |
| | CAN APARTMENT PROP REAL ESTA | 18,709 | 909,257.40 | |
| | NORTHVIEW APARTMENT REAL ESTATE | 17,773 | 484,314.25 | |
| 小計 | 銘柄数:3 | 54,356 | 2,251,523.65 | |
| | | | (186,043,399) | |
| | 組入時価比率:1.7% | | 1.8% | |
| ユーロ | GECINA SA | 8,009 | 1,091,626.70 | |
| | INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA | 68,979 | 679,788.04 | |
| 小計 | 銘柄数:2 | 76,988 | 1,771,414.74 | |
| | | | (214,465,182) | |
| | 組入時価比率:1.9% | | 2.0% | |
| 英ポンド | SAFESTORE HOLDINGS PLC | 142,639 | 908,610.43 | |
| | SEGRO PLC | 389,672 | 2,928,774.75 | |
| | UNITE GROUP PLC | 83,681 | 875,303.26 | |
| 小計 | 銘柄数:3 | 615,992 | 4,712,688.44 | |
| | | | (636,260,066) | |
| | 組入時価比率:5.7% | | 6.1% | |
| 豪ドル | CHARTER HALL GROUP | 329,704 | 3,817,972.32 | |
| | GOODMAN GROUP | 359,016 | 5,446,272.72 | |
| 小計 | 銘柄数:2 | 688,720 | 9,264,245.04 | |
| | | | (704,175,265) | |
| | 組入時価比率:6.3% | | 6.7% | |
| 香港ドル | LINK REIT | 193,000 | 18,759,600.00 | |
| 小計 | 銘柄数:1 | 193,000 | 18,759,600.00 | |
| | | | (259,632,864) | |

| | 組入時価比率:2.3% | | 2.5% | 1 1 |
|----------|-----------------------------|-----------|-----------------|-----|
| シンガポールドル | CAPITALAND COMMERCIAL TRUST | 1,481,200 | 3,184,580.00 | |
| 小計 | 銘柄数:1 | 1,481,200 | 3,184,580.00 | |
| | | | (252,632,731) | |
| | 組入時価比率:2.3% | | 2.4% | |
| 合計 | | | 10,493,869,670 | |
| | | | (9,384,010,290) | |

- (注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
- (注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

| | 2019年 7月22日現在 | | | |
|-----------|---------------|---------|------------|---------|
| 種類 | 契約額等(| 契約額等(円) | | |
| | | うち1年超 | 時価 (円) | 評価損益(円) |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 買建 | 32,724,604 | - | 32,766,041 | 41,437 |
| 米ドル | 8,303,855 | - | 8,325,570 | 21,715 |
| シンガポールドル | 24,420,749 | - | 24,440,471 | 19,722 |
| 売建 | 86,709,604 | - | 86,729,087 | 19,483 |
| 米ドル | 78,405,749 | - | 78,418,866 | 13,117 |
| 豪ドル | 5,134,372 | - | 5,132,346 | 2,026 |
| 香港ドル | 1,330,264 | - | 1,337,031 | 6,767 |
| シンガポールドル | 1,839,219 | - | 1,840,844 | 1,625 |
| 合計 | - | - | - | 21,954 |

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しておりま す。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラ・オールインワン・ファンド

2019年8月30日現在

| 資産総額 | 9,237,807,535円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 29,169,142円 |
| 純資産総額(-) | 9,208,638,393円 |
| 発行済口数 | 8,841,974,327□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0415円 |

(参考) ノムラ СВ R E グローバルリート マザーファンド

2019年8月30日現在

| 資産総額 | 2,503,604,210円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 1,000,004円 |
| 純資産総額(-) | 2,502,604,206円 |
| 発行済口数 | 1,902,667,228□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.3153円 |

(参考) ノムラ - A C I グローバルR E I T マザーファンド

2019年8月30日現在

| 資産総額 | 11,171,337,456円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 64,018,101円 |
| 純資産総額(-) | 11,107,319,355円 |
| 発行済口数 | 8,098,042,217□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.3716円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再 発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------|------|---|
| 1277 | 1 22 | " 0 2 4 7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T |

| 追加型株式投資信託 | 1,018 | 27,940,707 |
|------------|-------|------------|
| 単位型株式投資信託 | 174 | 962,835 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 5,228,131 |
| 単位型公社債投資信託 | 428 | 1,734,227 |
| 合計 | 1,634 | 35,865,901 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。 なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、 EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

| | | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------|----------|--------|---------|--------------|--------|
| | | (2018年 | 3月31日) | (2019年3月31日) | |
| 区分 | 注記 番号 | 金額(| 百万円) | 金額(百 | 百万円) |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 919 | | 1,562 |
| 金銭の信託 | | | 47,936 | | 45,493 |
| 有価証券 | | | 22,600 | | 19,900 |
| 前払金 | | | 0 | | - |
| 前払費用 | | | 26 | | 27 |
| 未収入金 | | | 464 | | 500 |
| 未収委託者報酬 | | | 24,059 | | 25,246 |
| 未収運用受託報酬 | | | 6,764 | | 5,933 |
| その他 | | | 181 | | 269 |
| 貸倒引当金 | | | 15 | | 15 |
| 流動資産計 | | | 102,937 | | 98,917 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 874 | | 714 |
| 建物 | 2 | 348 | | 320 | |
| 器具備品 | 2 | 525 | | 393 | |
| 無形固定資産 | | | 7,157 | | 6,438 |

| | | | | 有個証券框 |
|----------|-------|---------|--------|---------|
| ソフトウェア | 7,156 | | 6,437 | |
| その他 | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | 13,825 | | 18,608 |
| 投資有価証券 | 1,184 | | 1,562 | |
| 関係会社株式 | 9,033 | | 12,631 | |
| 従業員長期貸付金 | 36 | | - | |
| 長期差入保証金 | 54 | | 235 | |
| 長期前払費用 | 36 | | 22 | |
| 前払年金費用 | 2,350 | | 2,001 | |
| 繰延税金資産 | 3,074 | | 2,694 | |
| その他 | 168 | | 168 | |
| 貸倒引当金 | 0 | | - | |
| 投資損失引当金 | - | | 707 | |
| 固定資産計 | | 23,969 | | 25,761 |
| 資産合計 | | 126,906 | | 124,679 |

| | | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----------|-------|--------|--------|---------|--------|
| | | (2018年 | 3月31日) | (2019年3 | 3月31日) |
| 区分 | 注記 番号 | 金額(| 百万円) | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 133 | | 145 |
| 未払金 | 1 | | 17,853 | | 16,709 |
| 未払収益分配金 | | 1 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 31 | | 25 | |
| 未払手数料 | | 7,884 | | 7,724 | |
| 関係会社未払金 | | 7,930 | | 7,422 | |
| その他未払金 | | 2,005 | | 1,535 | |
| 未払費用 | 1 | | 12,441 | | 11,704 |
| 未払法人税等 | | | 2,241 | | 1,560 |
| 前受収益 | | | 33 | | 29 |
| 賞与引当金 | | | 4,626 | | 3,792 |
| 流動負債計 | | | 37,329 | | 33,942 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,938 | | 3,219 |
| 時効後支払損引当金 | | | 548 | | 558 |
| 固定負債計 | | | 3,486 | | 3,777 |
| 負債合計 | | | 40,816 | | 37,720 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 86,078 | | 86,924 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 55,168 | | 56,014 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 54,483 | | 55,329 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 29,876 | | 30,723 | |
| 評価・換算差額等 | | | 11 | | 33 |

| その他有価証券評価差額金 | | 11 | 33 |
|--------------|--|---------|---------|
| 純資産合計 | | 86,090 | 86,958 |
| 負債・純資産合計 | | 126,906 | 124,679 |

(2)【損益計算書】

| | | (自 201 | - | | 年度 年4月1日 年3月31日) | |
|-----------|-------|--------|---------|--------|------------------------|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(| | | 百万円) | |
| 営業収益 | | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 115,907 | | 119,196 | |
| 運用受託報酬 | | | 26,200 | | 21,440 | |
| その他営業収益 | | | 338 | | 355 | |
| 営業収益計 | | | 142,447 | | 140,992 | |
| 営業費用 | | | | | | |
| 支払手数料 | | | 45,252 | | 42,675 | |
| 広告宣伝費 | | | 1,079 | | 1,210 | |
| 公告費 | | | 0 | | 0 | |
| 調査費 | | | 30,516 | | 30,082 | |
| 調査費 | | 5,830 | | 5,998 | | |
| 委託調査費 | | 24,685 | | 24,083 | | |
| 委託計算費 | | | 1,376 | | 1,311 | |
| 営業雑経費 | | | 5,464 | | 5,435 | |
| 通信費 | | 125 | | 92 | | |
| 印刷費 | | 966 | | 970 | | |
| 協会費 | | 79 | | 86 | | |
| 諸経費 | | 4,293 | | 4,286 | | |
| 営業費用計 | | | 83,689 | | 80,715 | |
| 一般管理費 | | | | | | |
| 給料 | | | 11,716 | | 11,113 | |
| 役員報酬 | | 425 | | 379 | | |
| 給料・手当 | | 6,856 | | 7,067 | | |
| 賞与 | | 4,433 | | 3,666 | | |
| 交際費 | | | 132 | | 107 | |
| 旅費交通費 | | | 482 | | 514 | |
| 租税公課 | | | 1,107 | | 1,048 | |
| 不動産賃借料 | | | 1,221 | | 1,223 | |
| 退職給付費用 | | | 1,110 | | 1,474 | |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,706 | | 2,835 | |
| 諸経費 | | | 9,131 | | 10,115 | |
| 一般管理費計 | | | 27,609 | | 28,433 | |
| 営業利益 | | | 31,148 | | 31,843 | |

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--|---------------|---------------|
| | (自 2017年4月1日 | (自 2018年4月1日 |
| | 至 2018年3月31日) | 至 2019年3月31日) |

| | | | | | 有価証券 |
|--------------|-------|------------|--------|-------|--------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百 | 百万円) | 金額(百 | 百万円) |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,031 | | 6,538 | |
| 受取利息 | | 4 | | 0 | |
| その他 | | 362 | | 424 | |
| 営業外収益計 | | | 4,398 | | 6,964 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | | 2 | | 1 | |
| 金銭の信託運用損 | | 312 | | 489 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 13 | | 43 | |
| 為替差損 | | 46 | | 34 | |
| その他 | | 31 | | 17 | |
| 営業外費用計 | | | 405 | | 585 |
| 経常利益 | | | 35,141 | | 38,222 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 20 | | 20 | |
| 関係会社清算益 | 3 | - | | 29 | |
| 株式報酬受入益 | | 75 | | 85 | |
| 特別利益計 | | | 95 | | 135 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 2 | | 938 | |
| 関係会社株式評価損 | | - | | 161 | |
| 固定資産除却損 | 2 | 58 | | 310 | |
| 投資損失引当金繰入額 | | - | | 707 | |
| 特別損失計 | | | 60 | | 2,118 |
| 税引前当期純利益 | | | 35,176 | | 36,239 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 10,775 | | 10,196 |
| 法人税等調整額 | | | 439 | | 370 |
| 当期純利益 | | | 24,840 | | 25,672 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1 | | | | | | | | | | |
|--------|--------|------------|-------|--------|------------|--------|--------|--------|-------------------|--|--|
| | | 株主資本 | | | | | | | | | |
| | | Ì | 資本剰余金 | È | | 利益 | 剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利 | 益剰余金 | | · · 株 主 | | |
| | 資本金 | 次十人 次 十 | その他 | 資本 | 利 益 | | 繰 | 利 益 | 休 土 資 本 | | |
| | | 本 準備金 | 資本 | 剰余金 | 準備金 | 別途 | 越 | 剰余金 | 合計 | | |
| | | 午佣立 | 剰余金 | 合 計 | 学佣立 | 積立金 | 利 益 | 合 計 | | | |
| | | | | | | | 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,635 | 55,927 | 86,837 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 25,598 | 25,598 | 25,598 | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 24,840 | 24,840 | 24,840 | | |

| | | | | | | | | | (内国权具后的 |
|---------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|---------|
| 株主資本以外の | | | | | | | | | |
| 項目の当期変動 | | | | | | | | | |
| 額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 758 | 758 | 758 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,876 | 55,168 | 86,078 |

(単位:百万円)

| | | | ` , |
|-----------|------------------|----------------|--------|
| | 評価・換 | | |
| | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 41 | 41 | 86,878 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 25,598 |
| 当期純利益 | | | 24,840 |
| 株主資本以外の項目 | | | |
| の当期変動額(純 | 29 | 29 | 29 |
| 額) | | | |
| 当期変動額合計 | 29 | 29 | 788 |
| 当期末残高 | 11 | 11 | 86,090 |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

| | | 株主資本 | | | | | | · · | |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 22 | | > | 小工具 | | · 到今今 | | |
| | | | 資本剰余金 利益剰余金 | | | | | | |
| | | | | | | その他利 | 益剰余金 | | 株主 |
| | 資本金 | 資本 | その他 | 資 本 | 利益 | | 繰 | 利益 | 資本 |
| | 其 华亚 | | 資本 | 剰余金 | | 別途 | 越 | 剰余金 | |
| | | 準備金 | 剰余金 | 合 計 | 準備金 | 積立金 | 利 益 | 合 計 | 合 計 |
| | | | | | | | 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,876 | 55,168 | 86,078 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 24,826 | 24,826 | 24,826 |
| 当期純利益 | | | | | | | 25,672 | 25,672 | 25,672 |
| 株主資本以外の | | | | | | | | | |
| 項目の当期変動 | | | | | | | | | |
| 額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | • | ı | 846 | 846 | 846 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,723 | 56,014 | 86,924 |

(単位:百万円)

評価・換算差額等

| | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
|-----------|------------------|----------------|--------|
| 当期首残高 | 11 | 11 | 86,090 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 24,826 |
| 当期純利益 | | | 25,672 |
| 株主資本以外の項目 | | | |
| の当期変動額(純 | 21 | 21 | 21 |
| 額) | | | |
| 当期変動額合計 | 21 | 21 | 868 |
| 当期末残高 | 33 | 33 | 86,958 |

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38~50年

 附属設備
 8~15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

- (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)
 - 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 | | 当事業年 | 度末 |
|----------------------|----------|-----------------|--------------|
| (2018年3月31日) | | (2019年3月 | [31日] |
| 1.関係会社に対する資産及び負債 | | 1 . 関係会社に対する資産及 | うび負債 ひび負債 |
| 区分掲記されたもの以外で各科目し | こ含まれている | 区分掲記されたもの以 | 外で各科目に含まれている |
| ものは、次のとおりであります。 | | ものは、次のとおりであり | ります。 |
| 未払費用 | 1,781百万円 | 未払費用 | 1,434百万円 |
| 2 . 有形固定資産より控除した減価償却 |]累計額 | 2 . 有形固定資産より控除し | した減価償却累計額 |
| 建物 | 708百万円 | 建物 | 736百万円 |
| 器具備品 | 3,491 | 器具備品 | 3,106 |
| 合計 | 4,200 | 合計 | 3,842 |
| | | | |

損益計算書関係

| 前事業年度 | | 当事業年度 | | | | |
|---|-----------------------|---|-------------------------|--|--|--|
| (自 2017年4月1日 | | (自 2018年4月1日 | | | | |
| 至 2018年3月31日 |) | 至 2019年3月31日) | | | | |
| 1.関係会社に係る注記 | | 1.関係会社に係る注記 | | | | |
| 区分掲記されたもの以外で関係 | 系会社に対するもの | 区分掲記されたもの以外で関係 | 会社に対するもの | | | |
| は、次のとおりであります。 | | は、次のとおりであります。 | | | | |
| 受取配当金 | 4,026百万円 | 受取配当金 | 6,531百万円 | | | |
| 支払利息 | 2 | 支払利息 | 1 | | | |
| 2.固定資産除却損 建物 器具備品 ソ フ ト ウ ェ ア 合計 | 4百万円 0 53 58 | 固定資産除却損 建物 器具備品 ソ フ ト ウ ェ ア 合計 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清 清算配当です。 | -百万円 3 307 310 | | | |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日効力発生日2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,650百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,980円基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月28日

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

| | | ` ' | III - |
|-----------------|----------|--------|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| (1)現金・預金 | 919 | 919 | |
| (2)金銭の信託 | 47,936 | 47,936 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,059 | 24,059 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 6,764 | 6,764 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 22,600 | 22,600 | - |

| その他有価証券 | 22,600 | 22,600 | - |
|-----------|---------|---------|---|
| 資産計 | 102,279 | 102,279 | - |
| (6)未払金 | 17,853 | 17,853 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 31 | 31 | - |
| 未払手数料 | 7,884 | 7,884 | - |
| 関係会社未払金 | 7,930 | 7,930 | - |
| その他未払金 | 2,005 | 2,005 | - |
| (7)未払費用 | 12,441 | 12,441 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,241 | 2,241 | - |
| 負債計 | 32,536 | 32,536 | - |
| | | | |

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 | 5年超 | 10年超 |
|--------------|---------|------|-------|------|
| | 一十以内 | 5年以内 | 10年以内 | 10年起 |
| 預金 | 919 | ı | ı | ı |
| 金銭の信託 | 47,936 | - | - | 1 |
| 未収委託者報酬 | 24,059 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 6,764 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 22,600 | - | - | - |
| 合計 | 102,279 | - | - | - |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信 託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されている ため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合 は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理すること により、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。な お、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 1,562 | 1,562 | - |
| (2)金銭の信託 | 45,493 | 45,493 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 25,246 | 25,246 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 5,933 | 5,933 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 19,900 | 19,900 | - |
| その他有価証券 | 19,900 | 19,900 | - |
| 資産計 | 98,136 | 98,136 | - |
| (6)未払金 | 16,709 | 16,709 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 25 | 25 | - |
| 未払手数料 | 7,724 | 7,724 | - |
| 関係会社未払金 | 7,422 | 7,422 | |
| その他未払金 | 1,535 | 1,535 | - |
| (7)未払費用 | 11,704 | 11,704 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,560 | 1,560 | - |
| 負債計 | 29,974 | 29,974 | - |

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で 構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引 先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済される ため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円(投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円)減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 | 5年超 | 10年超 |
|--------------|--------|------|-------|------|
| | 14%/9 | 5年以内 | 10年以内 | 10千炬 |
| 預金 | 1,562 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 45,493 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 25,246 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 5,933 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 19,900 | - | - | - |
| 合計 | 98,136 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2018年3月31日) 該当事項はありません。

- 3.子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2018年3月31日)

| | 貸借対照表 | 取得原価 | 差額 |
|------------|-------------|---|-----------|
| 区分 | 計上額 | | |
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| | ([[]]] | ([([([([([(([(((((((| (11/3/13) |
| 貸借対照表計上額が取 | | | |
| 得原価を超えるもの | | | |
| 内が間で起えるのの | | | |
| 株式 | _ | _ | - |
| | | | |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取 | | | |
| | | | |
| 得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 22 600 | 22 600 | |
| 一 | 22,600 | 22,600 | - |
| 小計 | 22,600 | 22,600 | _ |
| A+1 | | 22 222 | |
| 合計 | 22,600 | 22,600 | - |

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2019年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|--------------|-------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの | | | |

| 譲渡性預金 | 19,900 | 19,900 | - |
|-------|--------|--------|---|
| 小計 | 19,900 | 19,900 | - |
| 合計 | 19,900 | 19,900 | - |

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

- 2.確定給付制度
- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| 退職給付債務の期首残高 | 19,546 百万円 |
|--------------|------------|
| 勤務費用 | 929 |
| 利息費用 | 167 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,415 |
| 退職給付の支払額 | 660 |
| その他 | 0 |
| | 21,398 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| 年金資産の期首残高 | 16,572 百万円 |
|--------------|------------|
| 期待運用収益 | 414 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 395 |
| 事業主からの拠出額 | 510 |
| 退職給付の支払額 | 518 |
| 年金資産の期末残高 | 17,373 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

| 積立型制度の退職給付債務 | 18,163百万円 |
|----------------------|-----------|
| 年金資産 | 17,373 |
| | 790 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,235 |
| 未積立退職給付債務 | 4,025 |
| 未認識数理計算上の差異 | 3,768 |
| 未認識過去勤務費用 | 331 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 588 |
| | |
| 退職給付引当金 | 2,938 |
| 前払年金費用 | 2,350 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 588 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| 勤務費用 | 929 百万円 |
|-----------------|---------|
| 利息費用 | 167 |
| 期待運用収益 | 414 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 244 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 887 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| 債券 | 47% |
|--------|------|
| 株式 | 41% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| 退職給付債務の期首残高 | 21,398 百万円 |
|--------------|------------|
| 勤務費用 | 951 |
| 利息費用 | 179 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,672 |
| 退職給付の支払額 | 737 |
| 過去勤務費用の発生額 | 71 |
| その他 | 15 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,551 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| 年金資産の期首残高 | 17,373 百万円 |
|--------------|------------|
| 期待運用収益 | 434 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 241 |
| 事業主からの拠出額 | 483 |
| 退職給付の支払額 | 579 |
| 年金資産の期末残高 | 17,469 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

| 及び削払牛並負用の調整衣 | | | | | |
|----------------------|------------|--|--|--|--|
| 積立型制度の退職給付債務 | 20,181 百万円 | | | | |
| 年金資産 | 17,469 | | | | |
| | 2,712 | | | | |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,369 | | | | |
| 未積立退職給付債務 | 6,082 | | | | |
| 未認識数理計算上の差異 | 5,084 | | | | |
| 未認識過去勤務費用 | 220 | | | | |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,218 | | | | |
| | | | | | |
| 退職給付引当金 | 3,219 | | | | |
| 前払年金費用 | 2,001 | | | | |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,218 | | | | |
| | | | | | |
| 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | | | | | |
| 勤務費用 | 951 百万円 | | | | |
| | | | | | |

(4)

| 勤務費用 | 951 百万円 |
|-----------------|---------|
| 利息費用 | 179 |
| 期待運用収益 | 434 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 598 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 38 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,255 |
| | |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| 債券 | 47% |
|--------|------|
| 株式 | 41% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分 と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮 しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 0.7% 退職一時金制度の割引率 0.4% 長期期待運用収益率 2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

| 前事業年度末 | 当事業年度末 |
|--------------|--------------|
| (2018年3月31日) | (2019年3月31日) |

| | | 有価証券届品 | 出書(内国投資信託 |
|----------------------|--------|-----------------------|-----------|
| 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の | 主な原因別の | 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 | の主な原因別の |
| 内訳 | | 内訳 | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | 繰延税金資産 | 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,434 | 賞与引当金 | 1,175 |
| 退職給付引当金 | 910 | 退職給付引当金 | 998 |
| 投資有価証券評価減 | 417 | 投資有価証券評価減 | 708 |
| 未払事業税 | 409 | 未払事業税 | 288 |
| 投資損失引当金 | - | 投資損失引当金 | 219 |
| ゴルフ会員権評価減 | 207 | ゴルフ会員権評価減 | 192 |
| 時効後支払損引当金 | 169 | 時効後支払損引当金 | 172 |
| 減価償却超過額 | 171 | 減価償却超過額 | 171 |
| 子会社株式売却損 | 148 | 子会社株式売却損 | 148 |
| 未払社会保険料 | 107 | 未払社会保険料 | 82 |
| その他 | 566 | その他 | 466 |
| 繰延税金資産小計 | 4,543 | 繰延税金資産小計 | 4,625 |
| 評価性引当額 | 735 | 評価性引当額 | 1,295 |
| 繰延税金資産合計 | 3,808 | 繰延税金資産合計 | 3,329 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 5 | その他有価証券評価差額金 | 15 |
| 前払年金費用 | 728 | 前払年金費用 | 620 |
| 繰延税金負債合計 | 733 | 繰延税金負債合計 | 635 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,074 | 繰延税金資産の純額 | 2,694 |
| | | | |
| | | | |
| 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人 | 税等の負担率 | 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法。 | 人税等の負担率 |
| との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | との差異の原因となった主な項目別の内記 | R |
| 法定実効税率 | 31.0% | 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | | (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% | 交際費等永久に損金に算入されない項 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されな | | 目 | |
| い項目 | 3.4% | 受取配当金等永久に益金に算入され | |
| タックスヘイブン税制 | 1.8% | ない項目 | 5.6% |
| 外国税額控除 | 0.2% | タックスヘイブン税制 | 2.6% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国 | | 外国税額控除 | 0.6% |
| 源泉税 | 0.3% | 外国子会社からの受取配当に係る外 | |
| その他 _ | 0.4% | 国源泉税 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 _ | 29.3% | その他 | 1.3%_ |
| | | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1% |
| | | | |
| | | | |

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製 品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域 ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|-----|----------------------------|--------|---------------|-------|------------------------|-----------------|---------------|-------------------|----------|-------------------|
| | | | | | | | 資金の借入 (*1) | 3,000 | 短期借 | |
| 親会社 | 野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 資産の賃貸借 及び購入等 | 資金の返済 | 3,000 | 入金 | - |
| | | | | | | 役員の兼任 | 借入金利息 の支払 | 2 | 未払費 用 | - |

(イ)子会社等 該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|---------|------------|--------|-----------------|-------|------------------------|---|-----------------------------------|-------------------|-------|-------------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2) | 37,482 | 未払手数料 | 6,691 |

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|-----|----------------------------|--------|------------------|-------|------------------------|-------------|---------------|-------------------|------|-------------------|
| | | | | | | | 資金の借入 (*1) | 3,000 | 短期借入 | |
| 親会社 | 野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 資産の賃貸借及び購入等 | 資金の返済 | 3,000 | 金 | - |
| | | | | | | 役員の兼任 | 借入金利息 の支払 | 1 | 未払費用 | - |

(イ)子会社等該当はありません。

(ウ)兄弟会社等

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

| 種類 | 会社等 の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) | |
|-------------|------------|--------|-----------------|-------|------------------------|--|-----------------------------------|-------------------|-------|-------------------|--|
| 親会社の 子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱なら託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2) | 34,646 | 未払手数料 | 6,410 | |

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

| 前事業年度 | | 当事業年度 | | |
|--|------------|---|------------|--|
| (自 2017年4月1日 | | (自 2018年4月1日 | | |
| 至 2018年3月31日) | | 至 2019年3月31日) | | |
| | | | | |
| 1株当たり純資産額 | 16,714円33銭 | 1 株当たり純資産額 | 16,882円89銭 | |
| 1株当たり当期純利益 | 4,822円68銭 | 1 株当たり当期純利益 | 4,984円30銭 | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益に 株式が存在しないため記載しておりませ | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 24,840百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 25,672百万円 | |
| 普通株式に係る当期純利益 | 24,840百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 25,672百万円 | |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な「 | 为訳 | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | |
| | | | | |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 | | |
|------------|-----------------------|------------------------|--|--|
| | | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 | | |
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法) | | |
| | | に基づき信託業務を営んでいます。 | | |

^{*2019}年7月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|-------|-----------------------|----------|
|-------|-----------------------|----------|

| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | |
|------------|-----------|-----------------------|
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | 引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |

^{*2019}年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保 管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、 収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないま す。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略 化して記載する場合があります。また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲 で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合、及び投資家の理解を助けるため、文言を付記する 場合があります。

- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレス

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年9月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公秘去引工 电开机力

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・オールインワン・ファンドの2019年1月22日から2019年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

行った。

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ノムラ・オールインワン・ファンドの2019年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間 の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。